

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 101 号 2024 年 12 月

HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターと共催したサマースクール「アジアの法と社会 2023」を取り上げました。

サマースクール「アジアの法と社会 2023」は、法整備支援に取り組んでいる日本国内の諸機関が協力して開催している、法整備支援連携企画の 3 つの企画のうちの 1 つです。学生や若手の社会人の方々が法整備支援やアジア諸国法に関心をもつとともに、法整備支援やアジア諸国法について考える上で必要な基礎知識を習得することを目的にしています。

サマースクール「アジアの法と社会 2023」は、「アジア諸国における判決の書式・構成」をテーマに、2 日間の日程で実施しました。

(目次)

プログラム	3
講義①「日本の判決文の特徴」 村上 正子 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)	5
講義②「社会主義国の判決文の特徴：旧ソ連の場合」 杉浦 一孝 (名古屋大学名誉教授)	12
発表①「ウズベキスタンの民事第一審手続きの流れ」 サラエフ・オタベク (ウズベキスタン・日本法教育研究センター修了生) アガフロヴァ・ルジグル (名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 2 年) ラヒムベルガノフ・ハサンボイ (名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程 1 年)	24
発表②「モンゴルにおける民事第一審手続きの流れ」	28

エルデネバートル・エルフビルグーン（名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 1 年）

発表③「ベトナムにおける民事第一審手続の流れ」・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

グエン・ティ・タイン（名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 1 年）

ヴォ・ヴァン・ホアット（ベトナム・日本法教育研究センター修了生）

ヴ・ティ・ハン（ベトナム・日本法教育研究センター修了生）

ド・ゴック・アイン（ベトナム・日本法教育研究センター修了生）

発表④「カンボジア民事第一審手続の流れ」・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

ヘイン・ソマリン（名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 2 年）

講義③「カンボジアの判決の書式・構成」・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

トリー・バリアン（カンボジア王国弁護士、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了）

講義④「ベトナムの判決の書式・構成」・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

トゥオン・ティ・トゥ・ホアイ（ベトナム社会主義共和国弁護士、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了）

講義⑤「モンゴルの判決の書式・構成」・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

ニャムスレン・ノロブサンボー（モンゴル国立大学法学部講師、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了）

講義⑥「ウズベキスタンの判決の書式・構成」・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

ヤラシェフ・ノディルベック（ウズベキスタン共和国弁護士、早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了）

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・ 講義①「日本の判決文の特徴」（村上氏）
- ・ 講義②「社会主義国の判決文の特徴：旧ソ連の場合」（杉浦氏） *本文中に掲載
- ・ 発表①「ウズベキスタンの民事第一審手続の流れ」（オタベク氏、ルジグル氏、ハサンボイ氏）
- ・ 発表②「モンゴルにおける民事第一審手続の流れ」（エルフビルグーン氏）
- ・ 発表③「ベトナムにおける民事第一審手続の流れ」（タイン氏、ホアット氏、ハン氏、ド・アイン氏）
- ・ 発表④「カンボジア民事第一審手続の流れ」（ソマリン氏）

- ・講義③「カンボジアの判決の書式・構成」(バリアン氏)
- ・講義④「ベトナムの判決の書式・構成」(ホアイ氏)
- ・講義⑤「モンゴルの判決の書式・構成」(ノロブサンボー氏)
- ・講義⑥「ウズベキスタンの判決の書式・構成」(ノディルベック氏)

法整備支援連携企画

サマースクール「アジアの法と社会 2023」

プログラム

日時：2023年8月7日(月)、8日(火)

会場：Zoomによる開催

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター(CALE)、日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科

後援：独立行政法人国際協力機構(JICA)、愛知県弁護士会

対象：学部生、大学院生、法科大学院生、社会人等(セッションにより対象が異なります)

参加費：無料

趣旨：

「法整備支援連携企画」は、日本国内で法整備支援に携わる諸機関が連携して開催している企画です。その法整備支援連携企画の第二弾として、サマースクール「アジアの法と社会 2023」を開催します。サマースクールでは、法整備支援やアジア諸国法を取り巻く諸問題の中から重要なテーマを取り上げ、専門家がわかりやすく解説する予定です。

今年度のサマースクールでは、「アジア諸国における判決の書式・構成」をテーマとして取り上げます。アジアの体制移行国・法整備支援対象国の判決文は、日本人の目から見ると、「事実関係が物語調で記載されていて、争点が不明確」とか「判決理由がわかりにくい・説得的でない」等と評価されています。しかし、判決文の書き方は欧米諸国においても一様ではありません。たとえば、英米諸国では「長文」「事実関係が詳しい」「判決理由が詳細で、とくに先例との応接が詳しい」、ドイツでは同じく「長文」だが「理論的であり、学説の引用が多い」、それに対してフランスの判決文は「全体が1個の文で、主語も1つという書き方が厳格に守られている」ために「あまりにも簡潔」だと言われています。そこで、今回のサマースクールでは、アジアの体制移行国・法整備支援対象国の判決文を取り上げ、その特徴を比較の観点から探ることを試みます。

なお、このサマースクール「アジアの法と社会 2023」は、5月に開催された「法整備支援へのいざない」(主催：法務省法務総合研究所)および9月に開催される「法整備支援シンポジウム」(主催：慶應

義塾大学大学院法務研究科) と連携した企画です。

<プログラム>

2023年8月7日(月)

第一部：

- ・ 10:30～10:45 開会挨拶・趣旨説明
- ・ 10:45～11:15 講義①「日本の判決文の特徴」
村上正子(名古屋大学大学院法学研究科教授、名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)
- ・ 11:15～11:45 講義②「社会主義国の判決文の特徴：旧ソ連の場合(仮)」
杉浦一孝(名古屋大学名誉教授)
- ・ 11:45～12:30 質疑応答・総括

第二部：

テーマ：学生セッション「法整備支援対象国の民事第一審手続きの流れ」

- ・ 14:00～14:15 趣旨説明
- ・ 14:15～15:15 名古屋大学日本法教育研究センター学生・修了生による発表
- ・ 15:25～16:25 グループ交流
- ・ 16:25～16:40 総括

2023年8月8日(火)

第三部：

- ・ 14:00～14:15 趣旨説明
- ・ 14:15～14:35 講義③「カンボジアの判決の書式・構成」
トリー・バリアン(カンボジア王国弁護士、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了)
- ・ 14:35～14:55 講義④「ベトナムの判決の書式・構成」
トゥオン・ティ・トゥ・ホアイ(ベトナム社会主義共和国弁護士、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了)
- ・ 14:55～15:15 講義⑤「モンゴルの判決の書式・構成」
ニャムスレン・ノロブサンボー(モンゴル国立大学法学部講師、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了)
- ・ 15:15～15:35 講義⑥「ウズベキスタンの判決の書式・構成」
ヤラシェフ・ノディルベック(ウズベキスタン共和国弁護士、早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了)
- ・ 15:35～16:20 質疑応答・総括

第一部（1日目午前）

講義①「日本の判決文の特徴」

村上 正子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）

今日の報告は、「日本における判決文の特徴」というテーマで、私の専門が民事手続法ということでこの役を頂いたということですが、報告の中では「判決文」ではなくて「判決書」という用語を使わせていただいております。

報告の概要としては、【スライド2枚目】に挙げているとおりですが、民事地裁の第一審判決書を対象として、何を書くのか、どう書くのか、誰のために、何のために書くのか、を概観していきたいと思えます。その前提として、まずは、日本の民事訴訟法の沿革、どのように現在の民事訴訟法が作られたか、そして、その特徴、手続の流れを概観した上で、判決がどのように作られていくのかを、裁判の審理の特徴と関連づけながら見ていきたいと思えます。

「判決書は民事裁判の審理の鏡」と言われています。そして、どのような審理をしたか、裁判官がどのように心証を形成したか、その記録でもあるし、また、判決書のあり方は、その国における裁判の役割にも関わってくると思えます。何よりも、判決書は当事者にわかりやすくなければならないはずなのですが、日本でそのような考え方が認識されるようになってきたのは平成に入ってから、つまり、ここ30年ほどといえるかと思えます。最初からそういう考えでやっていたわけではなく、司法制度改革を経て、国民が利用しやすい、わかりやすい裁判制度が目指され、そのうちの一つとして民事裁判の改革があり、ここでは「民事訴訟は国家が提供する公的なサービスである」という考えが中心になってきました。このような流れを背景として、日本の民事判決書がどのように変わってきて、また、変わっていくのかを、短時間ではありますが、概観したいと思えます。

1. 日本の民事訴訟法の沿革

では、まず、日本の民事訴訟法の沿革ですが、年号に合わせて5つに分けてみました。

現行民訴法は、明治維新後のヨーロッパ諸国の法制の継受の一部として制定されたものに始まります。それが「明治民訴」で、主に1877年のドイツ統一民事訴訟法典にならって作られています。

その後、明治民訴を部分的に改正し、職権進行主義を徹底し、弁論の集中と訴訟の迅速化を目指して改正されたのが「大正民訴」です。

それから、「昭和民訴」ですね。これは別に昭和民訴という風に言われているわけではないのですが、第二次世界大戦後に、日本国憲法の下で司法制度も一新し、裁判所法によって裁判所の組織、権限が新たに定められたことに伴い、民事訴訟法も、一部ではありますが、アメリカ法の影響の下、当事者主義を導入するなど、改正されました。

そして、「平成民訴」、これが一番大きな改正になります。全面的に民事訴訟法が改正されました。大

正 15 年の大正民訴から社会経済が著しく変化したこと、それから、民事紛争が複雑、多様化したこと、裁判に時間と費用がかかりすぎるとの批判、国民の司法離れの助長、司法への信頼の低下に対する懸念などに対応するため、「利用しやすく、わかりやすい民事訴訟」をスローガンに、審理の充実、促進を図るとともに、利用者の多様なニーズに的確に応えることのできる制度的な手当をしたものです。この平成民訴も、アメリカ法の影響がかなり強く入っております。

その後も、数回にわたって小さな改正を経て現在に至るわけですが、一番最近の改正としては、令和 4 年の裁判の IT 化改正、「令和民訴」があります。これは、今年（2023 年）の 2 月から 2025 年までの間に順次施行されるという少し特殊な施行方法をとっておりますが、これが一番最近の改正になります。

2. 日本の民事訴訟法の特徴

次に、民事訴訟法の特徴ということで、民事訴訟の 2 つの側面を説明させていただきます。それが、私的側面と公的側面です。

まず、私的側面については、私的自治が妥当する私人間の紛争を対象としているということで、当事者の意思を尊重する、当事者に主導権を持たせる当事者主義が根底にあります。そして、その当事者主義から、処分権主義と弁論主義という、民事訴訟の 2 つの重要な原則が導かれます。

他方で、公的側面ですが、これは、裁判所という公的機関による強制的・公権的紛争解決ということで、裁判所に主導権を持たせる職権主義という原則が導かれます。そして、この職権主義に基づいて、訴訟手続の進行については裁判所に主導権を持たせるという職権進行主義がとられることとなります。

3. 民事裁判第一審手続の特徴

続けて、民事裁判第一審手続の特徴に移ります。

まず、訴えです。これは、原告の、被告との間の特定の権利・法律関係の存否、これを訴訟物（裁判のテーマ）と言いますが、この訴訟物に関する審判を要求する、裁判所に対する申立て、これが訴えになりますが、これについては「訴えなければ裁判なし」という処分権主義が妥当します。原告が裁判所に訴状を提出することで訴訟が開始します。そして、その訴状に書かなければならないこと、必要記載事項というものが 134 条の 2 項に定められていて、それが請求の趣旨と原因ということになります。これは後で詳しく見ます。

少し飛ばして、その後、第一回口頭弁論期日が開かれ、訴状、それから、被告が提出した答弁書の陳述が行われて、本格的に訴訟がスタートすることになりますが、後でも数字で示しますが、被告が必ず応答・出頭するとは限らないわけで、結構欠席するわけです。それで、被告が欠席した場合はどうなるかという、これは、原告の主張を積極的には争わないという意思表示とみなし、最終的には擬制自白を成立させることで、原告の言い分をそのまま認める請求認容判決が下されることが多いです。ここでは、弁論主義の第 2 原則、「当事者間に争いのない事実はそのまま判決の基礎としなければなら

い」という原則が妥当することになります。

他方で、被告が出頭して争った場合は、争点および証拠の整理手続というものが行われます。ここでは、当事者間に争いのある事実、つまり争点を絞り込み、それを明らかにして、裁判所と当事者で共有するという手続が行われます。ここで妥当するのが、弁論主義の第1原則、「裁判所は当事者の主張していない事実は判決の基礎としてはならない」という原則です。

続いて、集中的な証拠調べが行われ、当事者・証人を中心とする人証の取調べが行われます。ここでは、弁論主義の3つ目の原則、「証拠調べは当事者が申し出たものに限る」（職権証拠調べの禁止）という原則が妥当します。

そして、審理を経た上で、判決言渡し、つまり、当事者の訴え（審判要求）に対する裁判所の応答がなされます。ここでは、処分権主義の、「裁判所は当事者が申し立てていない事項を判決してはならない」という民訴法246条が適用されることになります。

4. 裁判官はどのように判決をするか？

では、続いて、裁判官はどのように判決を出すのかを少し具体的に見ていきたいと思いますが、その前提として、2つのことを説明しておきます。

まず、民事第一審は、裁判官は原則1人の単独制がとられます。事件によっては3人あるいは5人という合議制がとられることもありますが、既済事件、令和4年の既に片づいた事件において、合議制がとられた率は5.5%と、それほど高くはありません。

それからもう1点、裁判官以外に、判決に影響を及ぼす者、審議に関わってくる者はいるかということについては、平成15年改正で導入された専門委員制度というものがあります。医療訴訟や建築関係訴訟、知財関係訴訟、労働関係訴訟など、専門的知見を要する訴訟で、その専門的知見を裁判所に提供するのが専門委員です。ただ、選任率は0.46%と、これは令和4年の数字ですが、非常に少ないということが数字から見えます。

では、次に、「貸した金を返せ」という非常にシンプルな紛争で、裁判官はどのように判決を出すのかを見ていきたいと思います。

XがYに対して「貸した金500万円を返せ」という訴えを提起したとします。この場合、訴訟物（裁判のテーマ）は消費貸借契約に基づく貸金返還請求権ということになり、請求の趣旨は「被告は原告に金500万円を払え、との判決を求めろ」という風になります。

この貸金返還請求権があるかないかというのが裁判のテーマになるわけですが、それには、そもそも消費貸借契約が成立しているのかどうかということが必要になってきて、それについては民法の587条が規定しています。そこには、どのような要件を満たせば貸金返還請求権が発生するかが定められているわけで、簡単に言えば、「返還の約束」と「金銭の交付」という2つの要件が必要とされています。本当はもう少しあるのですが、ここでは省略します。この2つが要件事実と言われるもので、原告

はこの2つに該当する具体的な事実を主張していく。これが請求の原因ということになります。それに対して、被告が、権利の消滅や障害となる事実、これは抗弁と言われますが、これを主張・立証し、さらに原告がそれを争う再抗弁を主張する。こういうやりとりがされていくわけですが、裁判所は、当事者が争っている事実関係について、証拠に基づいて確定する。これが事実認定です。そして、法へのあてはめ（適用）・解釈を行って結論を導くということになります。

それで、法の適用・解釈も重要ではあるのですが、そもそも、誤った事実認定をしたら元も子もないということで、特に第一審の審理ではこの事実認定が非常に重要になってきます。その中でも、特に日本では要件事実というものが重視されています。

具体的なイメージを持ってもらうために、ブロックダイアグラム【スライド9枚目参照】をご覧ください。これは実際に法科大学院で、裁判官の教員が授業で使うものなのですが、「Stg」とか「Kg」、「E」、「R」というのは、ドイツ語の頭文字を使った、それぞれ「訴訟物」、「請求原因」、「抗弁」、「再抗弁」を示す符号です。

それで、消費貸借契約に基づく貸金返還請求権では、原告が主張・立証する請求原因事実があり、それに対して、ここでは消滅時効と免除という2つの抗弁が示されている。そして、さらに、それに対して再抗弁、「(承認)」とありますが、要は、ここにあるように、「債務者がその債務につき支払猶予の申入れをした」、つまり、権利があるということを前提にして「ちょっと待って」という申入れをした。それが再抗弁です。そして、それぞれ×、×、○とか書いてあるのは認否ですね。相手方が争っているか争っていないか。そして、「顕」というのは、顕著な事実、例えば、「令和2年の4月1日が経過した」というのは顕著な事実なので、これは証明しなくてよい。このように、ブロックに分けて組み立てていくという作業が、事実認定では非常に重要になってくるということです。

5. 判決書についてのルールと様式

では、民訴法に戻りまして、判決書についての規定を確認したいと思います。

民訴法の253条の1項に、判決書の必要的記載事項についての規定があります。主なものとして、ここでは3つ挙げました。「主文」、「事実」、「理由」です。

まず、1号の「主文」、これは、訴状の請求の趣旨に対応する、裁判所の判断です。判決の結論を簡潔かつ明確に表示する部分です。訴えに対する応答として、訴訟物についての裁判所の判断を示します。

2号の「事実」、これは、当事者の弁論から聴取した事件の事実内容を要約して記載する部分です。判決理由における事実の認定および法律の適用の基礎になるものです。

3号の「理由」、これは、主張事実を取捨選択することによって、主文に掲げる結論を導き出した過程を明らかにする部分です。

日本では、証拠調べの結果をどのように評価し、どのように事実認定に役立てるかは裁判官の裁量であるという自由心証主義が採られてはいますが、証拠の評価が訴訟の勝敗を決するような場合には、証

拠を採用する理由またはこれを排斥する理由をわかりやすく丁寧に説明するべきとされています。

今見たように、253 条で、何を書かなければいけないかというのは法律で決まっている。そして、主文というのは訴状の請求の趣旨に対応して結論を示す部分なので、どれも一緒なのですけれども、事実と理由の記載の仕方というのはいろいろあるわけですね。それが民事判決の様式になります。

日本では、2つの様式が主に採用されています。在来様式（旧様式）と新様式と言われるものです。

旧様式は 1950 年代後半から普及したとされておりまして、先ほど見たブロックダイアグラムに見られるように、当事者の主張を、要件事実ごとに、請求原因、抗弁、再抗弁、それから、それへの相手方当事者の認否に整理して、「事実」欄に交互に記載し、「理由」では、「事実」欄の記載順序に従って、各要件事実の認定をするという様式になります。

それに対して、新様式は平成 2 年（1990 年）に提案されて普及したのですが、争点中心型の審理に基づいて、中心となっている争点の判断をわかりやすく示すというものです。目指されたのは、何より、当事者から見てわかりやすくするという点です。現行法はこの新様式を念頭に規定がされています。平成 8 年の改正で設けられた民訴法の 253 条の 2 項には、「事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない」という規定があります。

では、2つの様式について、実際の判決を見ながらイメージを持っていただきたいと思います。

在来様式（旧様式）については、東京地裁の昭和 49 年 3 月 1 日の判決を見ていただきたいと思います。これは、民間航空機と自衛隊機が衝突して墜落したことによって死亡した被害者の遺族が国に対して損害賠償を請求した事例になります。

まず「主文」があって、「当事者の求めた裁判」ということで、まず、請求の趣旨が何か。そして、それに対して被告がどういう答弁をしたか。そして、「第二 当事者の主張」として、過失が主に争われたのですけれども、原告の請求原因が書いてあって、それに対して、請求原因に対する被告の認否ということで、請求原因がいくつかあるのですが、それぞれの示された事実について、「認める」とか「知らない」とか「争う」とか、そういった主張がされている。そして、「理由」ということで、被告の責任について。あとは損害ですね。裁判所の判断が証拠に基づいて示されているものです。ちなみに、この判決は地裁の判決ではありますが、合議制です。裁判官 3 人の合議制になっております。

では、もう一つの新様式を見てみましょう。新様式については、東京地裁の平成 11 年 5 月 17 日の判決を例にとります。これは、交通事故で死亡した被害者（外国人）の遺族が自賠法 3 条に基づいて損害賠償を請求した事例です。

まず、「主文」は一緒ですね。主文があって、「請求」、これは、原告がどういう請求したかということ。特徴的なのは、「第 2 事案の概要」ということで、これはどういう事件なのかということを最初に簡潔に示している。これが、読み手にとっては非常にわかりやすい。そして、前提となる事実、つまり、争いがない事実、それから、証拠に基づいて認定された事実がある。そして、「争点」ですね。ここでは過失相殺と損害の 2 つが争点として挙げられていて、その争点に対する判断というものが示されています。

ちなみに、この判決は単独制です。

在来様式のメリットとしては、当事者の主張を正確に記載して、理論的で明快であるということが指摘されていました。他方で、無駄な重複が多い、冗長である、平面的でわかりにくい、知りたいことに十分答えていない、素人には難解で技巧的である、という批判、それから、判決文を書く裁判官にとって大きな負担であって、訴訟遅延の原因になり得る、という批判があったところです。

その批判をうけて、平成2年から新様式が提案されて普及しているわけですが、そのメリットとしては、先ほども見たように、わかりやすい。何が主要な争点であるか、それについての裁判所の判断が明確であるというメリットがあります。ただ、デメリットとしては、裁判所が当事者の主張を恣意的に選別して記載しているのではないか、主たる争点を、判断しやすい争点に恣意的に設定しているのではないか、という批判があるところなのですが、これは、判決書に対する批判というよりは、審理そのものの問題ではないか。つまり、争点整理の段階で、裁判所と当事者の間で争点の所在について共通の認識が形成されないまま判決に至った結果、こういう批判があるのではないか、という指摘もされているところです。

ちなみに、この争点整理手続がどれぐらい実施されているかということ、全体の事件数の約半分、47.5%です。そして、どれぐらい時間をかけているかということ、平均期日回数として2.6回という風に出ています。これについては、最近、争点整理手続に時間がかかりすぎている、という指摘もあるところです。

6. 裁判官はどのくらい判決を書いているか？

以上見てきたように、裁判官が判決を書くというのは結構な負担になるのではないかと。では、どれぐらい裁判官は判決を書いているのかな、というのが気になったので、数字を紹介したいと思います。

【スライド14枚目】は、令和4年の民事第一審訴訟の終局区分別の事件数と事件割合です。終局区分というのは、先ほど処分権主義の話をしました。が、「判決」以外にも、ここにあるように、「和解」、「取下げ」、それから、「それ以外」というのは請求の放棄、認諾とかになるのですけれども、それはあまり数字がないので、ここでは和解、取下げ、判決を挙げています。

判決は、全体の約半分弱、45.8%の事件について裁判所が判決を下しています。そして、「うち対席」というのは、先ほども申したように、被告が答弁書も何も出してこない、要するに欠席しているという場合と、「対席」というのは、被告が出頭していろいろ争っている場合です。そして、その対席判決というのが、判決が出されている事件数の約半分。それが、全体の割合でいうと、約25%、4分の1ということになります。それが多いかどうかは何とも言えませんが、実際に、先ほどの「要件事実ごとに」組み立てていって、争点について判断をする、そういう判決が書かれているのは全体の4分の1ということになります。

7. 判決は誰のため、何のために書かれるのか？

では、これが一番重要になってきますが、その判決書を作成する目的ですね。誰のために、何のために判決は書かれているのかという点について、ここでは4つ挙げさせていただきました。

まず、名宛人である当事者、訴えを提起し、それに応えた当事者、原告、被告に対して判決内容を知らせるとともに、これに対して上訴するかどうかを考慮する機会を与える。上訴率は約 20.8%です。先ほどの終局区分も、上訴率もそうなのですが、専門訴訟の場合にはまた数字が変わってきます。上訴率も、医事関係訴訟を例にとっていますが、58.6%と、かなり高くなっていますよね。そういう数字が出ています。

2 つ目は、上訴審の裁判所に対して、その再審査のため、第一審の口頭弁論の結果を記録して、いかなる事実に基づき、いかなる理由の下に判決をしたのかを明らかにするためです。これは、控訴審（第二審）も事実審になり、そして、続審制を採っているので、第一審での資料に控訴審での新たな資料を付け加えて、第一審判決の当否を判断するという審理構造になっていることも影響していると思います。

3 つ目は、一般国民に対して、具体的な事件を通じ、法の内容を明らかにするとともに、裁判所の判断及びその過程を示すことによって、裁判の公正を保障するためです。

4 つ目は、判決をする裁判所自身にとって、自身の考え・判断を客観視する機会となって、判断的確かさを保つことができる、という点も指摘されています。

また、判決書を巡る最近の動向ということで、最近は、判決書の新たな意義が注目されています。つまり、その判決書の持つ大量の情報を電子データ化して、2025 年度までに判決データベースを整理するという動きがあります。

判決書の情報に注目するというのは前から指摘されているところで、例えば、平成 13 年の司法制度改革審議会の意見書では、「判例情報の提供によって、裁判所による紛争解決の先例・基準を広く国民に示すことは、紛争の予防・早期解決に資する」という指摘がされ、最近、令和 2 年 3 月に出された民事司法制度改革の推進についての報告書では、「民事判決情報は、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である」という指摘があります。

それをうけて、令和 4 年の 10 月から民事判決情報データベース化検討会というものが始まり、判決書の持つ大量の情報を電子データ化して、それに基づいた判例分析によって、紛争の早期解決や予防につなげようという試みがされています。今公開されている判決というのはごく一部に過ぎないので、全判決をデータベースに収めて、弁護士や民間企業に開放していく。そして、年間 20 万件に及ぶ判決を検索したり、AI で分析したりできるようにしようということを考えているようです。今後は、このような活用を見据えて、判決書をどのように書くか、何を書くかということもまた変わってくるのかもしれないと思っています。

これまで、民事訴訟の審理と判決様式にはどのような関連性があるか、判決書には何を記載する必要があるか、という日本の現状を見てきたところですが、日本でも、判決様式は統一されているわけでは

ありません。旧様式はまだ生きていますし、審理によって、例えば、単純な事件であるとか被告が欠席している事件では旧様式のほうが書きやすいし、争点中心型の審理をした場合には新様式で書くことが多いけれども、ハイブリッド、両方混ぜて書くというものもあるようです。長いものもあれば短いものもある。ケースバイケースで、必ずしも全ての事件で妥当するような様式はありません。裁判は、事件の性質に合わせて審理方式も変わり、それを前提として判決の書き方も変わってくるということで、どの国にも、どの事件類型にも当てはまるような、正しい判決書というのはないのかなと思います。

では、何を考えるかという、どのような判決書が理想なのか、質の高い判決書を作成するためにはどのような審理をしたらよいのか、そもそも、判決書は誰のために、何のためにあるのか、というのを、それぞれの国ごとに考えていくことが重要なのかなという風に思います。

最後は参考文献を挙げておきました。

以上、駆け足になりましたが、報告を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

講義②「社会主義国の判決文の特徴 — 旧ソ連の場合」

杉浦一孝（名古屋大学名誉教授）

はじめに — テーマへのアプローチと講義内容の限定

ただ今、ご紹介いただきました杉浦でございます。時間も限られていますので、早速、講義に入りたいと思います。きょうの私のレジュメをご覧ください。「はじめに」ですが、きょう、この講義を進めるにあたり、私が「社会主義国」という用語をどのような理解のもとで使用しているかについて、まず明らかにしておきたいと思います。ここでは、かつてみずからを社会主義国と自己規定していた国、例えば、ソ連、一連の東ヨーロッパ諸国と、次に、例えば、中国、ベトナムなどのように、現在も社会主義国と自己規定している国を、「社会主義国」という用語で示しているということをお知らせさせていただきます。

なお、アステリスクのところに、人類史の100年以上先の課題かもしれませんが、将来、これまでの社会主義国の政治体制とは異なり、政治的多様性を認め、民主主義のもとでの公正な言論戦・選挙戦をとって新しい社会主義国をつくり上げていくことができるかどうか、という理論的実践的課題があることを指摘しておきました。あとで簡単に触れます1968年の「プラハの春」、また1980年代後半以降のソ連のペレストロイカで追求された新しい社会主義像をその理論的検討の素材とすることができるかもしれません。

次に、きょうの講義のテーマに対しては、判決文（判決書）の様式レベルの説明にとどまらないためには、どのようなアプローチが必要であるのか、この点について少し考えてみました。その結果、第一

に、ソ連をはじめとするこれまでの社会主義国の政治体制の特徴、すなわち支配政党による一党支配体制の確立、第二に、その国家権力の組織原理としての権力統合の原則の採用、そして第三に、そのもとの裁判所による「法の解釈・適用」の問題、とくに法の解釈の目的および適用の方法と、順に考察を進めていけば、社会主義国における判決文の特徴を明らかにすることができるのではないか、このように考えました。しかし、裁判所による「法の解釈・適用」の問題は、法領域や事件の性質の違いなどにより、一律に論じられるものではありません。

そこで、きょうの講義では、治安立法的性格を有する旧ロシアの二つの刑法規定（刑罰規定）の解釈・適用とその結果としての二つの刑事裁判の判決文を対象を限定して、テーマについてかいつまんでお話をしていくことにします。

1 ソ連共産党の一党支配体制と「法の解釈・適用」問題

(1) 一党支配体制のもとの権力統合の原則

それでは、早速、レジユメの算用数字1の(1)から説明をしていきます。

後にソ連共産党と名前を変更しますが、当時のロシア共産党は、1922年8月に「反ソビエト政党および諸潮流について」の決議を採択し、それによって、ロシア共産党の一党支配体制を確立していきます。そして、1923年4月の第12回大会で、党が政府機関、裁判所を含む司法機関、経済機関などの幹部の人事を決定するというノメンクラトゥーラ（職名表）制度の設置を決定し、同年6月12日のマル秘の党組織局の決定で確立されます。この制度は、1989年10月14日の廃止まで存続しました。

ちなみに、このような、時の支配政党がその国の国家機関の幹部を支配するための制度は、公式のものであれ、非公式のものであれ、ほとんどの国に存在しますが、問題は、これまでの社会主義国では、特定の政党以外に、他の政党の存在がまったく、または事実上許されていなかった、また、現在も許されていない、というところにあります。

このような一党支配体制のもとの、1936年のソ連憲法は制定されます。この憲法も、従来どおり、国家権力の組織原理として権力統合の原則を採用します。具体的に見ますと、その第30条で、「ソ連の国家権力の最高機関は、ソ連最高ソビエトとする」と記し、次の第31条で、他の国家機関の憲法上の権限を除くほかは、「ソ連にあたえられたすべての権限を行使する」と規定し、権力統合の原則を採用したことを明らかにしています。ここでは、ソ連最高ソビエトが制定した法律の憲法適合性審査は否定され、「法律の最高性」の原則が支配することになります。ソ連型政治支配体制の確立です。

ちなみに、この権力統合の原則は、ソ連の解体前後までソ連および各連邦構成共和国の憲法で維持され、権力分立の原則を採用した1993年ロシア憲法の制定により最終的に放棄されることになりました。

(2) 権力統合の原則のもとの「法の解釈・適用」問題

それでは、この権力統合の原則のもとでの「法の解釈・適用」問題は、どのようなかたちであらわれるのでしょうか。36年憲法は、第48条で、国家権力の最高機関であるソ連最高ソビエトの常設機関、すなわちソ連最高ソビエト幹部会を設置し、第49条第3号で、これに法律の解釈権をあたえました。この解釈権は、すべての国家機関、経済機関などに対し法的拘束力を有する公権的解釈または有権解釈の権限であり、法の統一的な解釈・適用の最終の保証制度でありました。ソ連最高ソビエト幹部会には、このように、法律の制定・改廃の権限だけでなく、その解釈の権限もあたえられましたが、この国家権力機関が実際にこの解釈権を行使した事例がどのくらいあったのか、この点については明らかではありません。私の確認しているところでは、1件ではないかと思います。

なお、ソ連最高裁判所総会およびソ連検事総長には、それぞれソ連最高裁判所法とソ連検察庁法により、法律の解釈の問題に関し、ソ連最高ソビエト幹部会に提案する権限があたえられていました。例えば、1979年11月のソ連最高裁判所法第18条第6号、同年同月のソ連検察庁法第9条第3項等に規定されていました。

ここで、当時、法の解釈の目的について、次のような説明がなされていたことに注目しておきたいと思います。当時のレニングラード大学の教授陣らが執筆し、ヴェ・エス・ペトロフ、エリ・エス・ヤーヴィッチという著名な学者が編集した『国家と法の一般理論』第2巻（レニングラード、1974年）、かなりの影響力をもっていたと思われますこの書物のなかに、次の一節があります。「法規範の解釈とは、法規範の意味を解明し、立法者がそこに盛り込んだ内容を説明することをいう。別の言い方をすれば、法規範の解釈の目的は、法規範のかたちで言語ツールにより表現された立法者の意思を明らかにすることである」（315頁）。これは、日本の法解釈論における立法者意思説に近い見解ですが、それはともかくとしまして、ソ連型政治支配体制に適合的なこのような主張が実際にどのような機能を果たしたのかを、次に見ることにします。レジユメの「(3) 裁判所における『法の解釈・適用』問題」【レジユメ2枚目参照】をご覧ください。

(3) 裁判所における「法の解釈・適用」問題

ソ連型政治支配体制のもとでは、裁判所は、具体的な事件の審判をするとき、法の解釈、例えば、文理解釈、体系的解釈、歴史的解釈などとおして、適用する法規定における「立法者の意思」、すなわち、ソ連最高ソビエトによって媒介されるソ連共産党、正確に言えば、その時の政治指導部の意思を確認します。そして、これにしたがえば、裁判所は、ソ連共産党の時の政治指導部に追従するということになります。このあとで具体的な事例を紹介しますが、裁判所は、治安立法や治安立法的性格の刑法規定などによる人権抑圧事件、端的に言えば、市民に対する弾圧事件を担当した場合には、このような傾向をはっきりと示していると言えます。

なお、ソ連時代における文理解釈、体系的解釈および歴史的解釈については、当時のソ連科学アカデミーに付置されていた国家と法研究所の研究者が共同で執筆し、刊行したペ・エス・ラマーシュキン

他編『国家と法の理論』（モスクワ、1962年）のなかにある説明をレジюмеに紹介しておきましたので、あとでご覧ください。ちなみに、この書物も、当時の著名な学者が多数執筆しており、大きな影響力をもっていたと思われます。

それでは、裁判所が具体的な刑事裁判で治安立法的性格の刑法規定、例えば、反ソビエト扇動・宣伝罪を定める第70条の規定、次に取り上げます第190条の1および第190条の3の規定などを解釈・適用した場合、その解釈・適用の特質、そしてその判決文の特徴は、どのようなものであるかを、二つの事例の分析をとおして明らかにしようと思います。

その前に、アステリスクをつけたところで紹介しておきましたソ連時代の刑事事件の判決文の様式・構成について、少し説明をしておきます。判決文は、①序論部分、②事実部分（記述部分）、そして③結論部分（判決主文）の三つの部分から構成されています。それぞれの部分で記載しなければならない事項は、刑事訴訟法に定められていますが、それは、レジюмеで紹介したとおりです。判決によっては、とくに②の事実部分（記述部分）のところが非常に簡単になってしまっているものがあります。それぞれの部分における記載事項については、あとでレジюмеをご覧ください。

なお、民事事件の判決文の様式・構成については、50年ぐらい前に、当時の各国の法律学を研究されていた先生方が執筆し、刊行された田中英夫他『外国法の調べ方』（東京大学出版会、1974年）のなかの「ソビエト法」のところを参照してください。この部分は、藤田勇先生が執筆されたものです。それでは、次の「2 旧ロシア刑法第190条の1および第190条の3違反事件の『法の解釈・適用』問題と判決文の特徴」に移ります。

2 旧ロシア刑法第190条の1および第190条の3違反事件の「法の解釈・適用」問題と判決文の特徴

(1) 旧ロシア刑法第190条の1および第190条の3の規定における「立法者の意思」

旧ロシア刑法第190条の1および第190条の3の規定における「立法者の意思」を明らかにする前に、表現の自由を保障している36年憲法の第125条の規定における「立法者、この場合は、憲法制定者ですが、その意思」は何か、まずこれを明らかにしておく必要があります。当時の憲法学においては、この第125条は、「体制的制約原理」による言論・出版の自由および会合、集会、デモンストレーション等の集団的行動の自由に対する制約を容認していると解されていました。そして、この「体制的制約原理」による制約とは、36年憲法第125条第1項に定める「勤労者の利益にしたがい、社会主義体制を強化する目的」、または、36年憲法に代わる1977年ソ連憲法の第50条第1項に定める「人民の利益にしたがい、社会主義体制を強化し、発展させる目的」のためにのみ、言論・出版の自由と集団的行動の自由の行使を認め、その目的外でのこれらの自由の行使は認めないというものであります。ソ連型政治支配体制のような一党支配体制のもとでは、どのような言論・出版や集団的行動がその目的の範囲内であるの

かについての最終的な判断は、ソ連共産党の当時の政治指導部に留保されていました。36年憲法第125条および77年憲法第50条の規定における「憲法制定者の意思」とは、このようなものでありました。

さて、表現の自由の行使に対する司法的規制を目的とする第190条の1および第190条の3の規定が旧ロシア刑法に追加されたのは、1966年12月のことです。この刑法改正の際には、市民の間に反対や抗議の声があがりましたが、これらは、原案どおり制定されてしまいました。「ソビエトの国家体制および社会体制を誹謗する明らかなデマの流布」という見出しがついた第190条の1の規定は、次のとおりです。「ソビエトの国家体制および社会体制を誹謗する明らかなデマを口頭で絶えず流布したとき、および、そのような内容の著作物を書面、印刷物その他の形式でつくり、または頒布したときは、3年以下の自由剥奪、1年以下の矯正労働または100ルーブル以下の罰金に処する」。第190条の3は、「公共の秩序を乱す集団的行為の組織化またはこれへの積極的参加」という見出しがついていますが、「公共の秩序をいちじるしく乱し、公務執行者の適法な要求に対する明白な不服従をとめない、もしくは、運輸機関、国家施設、社会施設もしくは企業の業務活動を妨害した集団的行為を組織したとき、または、これに積極的に参加したときは、3年以下の自由剥奪、1年以下の矯正労働または100ルーブル以下の罰金に処する」と定めています。

当時の刑法学におけるこの刑法第190条の1および第190条の3の規定の解釈、これにより明らかにされた「立法者の意思」とは、「体制的制約原理」による表現の自由の行使に対する司法的規制を正当化するというもの、言い換えますと、反政権派、反体制派などと呼ばれる人たちの言論・出版の自由および集団的行動の自由の行使に対し、裁判所が事後規制を行うことを容認するというものでありました。

(2) プーシキン広場事件に関する判決（1967年）とその特徴

それでは、まず1967年に発生したプーシキン広場事件に関する判決を見ることにします。レジュメ【レジュメ4枚目参照】をご覧ください。事件のあらましは、次のとおりです。1967年1月22日にモスクワ市のプーシキン広場において、青年20人ないし30人が集まり、デモンストレーションを行いました。それは、刑法第70条に定める反ソビエト扇動・宣伝罪で起訴された知人の釈放、その刑法第70条、あらたに追加された刑法第190条の1などの改正を求めるものでありました。その実施中に5人が連行され、そのうち3人が刑法第190条の3違反容疑で、1人が同条および第206条（無頼行為）第2項違反容疑で起訴されました。第一審のモスクワ市裁判所は、分離公判方式を採用したため、第一審の判決は2件で、ともに有罪判決でした。被告人らは、これらを不服として、破棄上訴をし、第二審（破棄審）のロシア最高裁判所は、いずれの破棄上訴も棄却し、この時点で第一審の有罪判決が確定しました。4件の判決の内容は、基本的に同じですので、ここでは、第一審のモスクワ市裁判所の1967年2月16日付の判決のうち、刑法第190条の3の規定に係る部分だけを検討することにします。

モスクワ市裁判所が刑法第190条の3の規定の解釈をとおして明らかにしたその「立法者の意思」とは、ソ連共産党の政策、ひいてはその一党支配体制に反対する個人およびその団体による集団的行動の

自由の行使に対し、司法的規制を行うことを容認するというものであります。これを前提として、審理では当該規定の恣意的な解釈・適用が進められていきます。その恣意的な解釈・適用とは、刑法第 190 条の 3 の規定が一般的・抽象的な表現で定められているにもかかわらず、裁判所が、その構成要件の緻密な検討、例えば、「公共の秩序をいちじるしく乱す」集団的行為とは、どのような態様のものか？ 「公務執行者の適法な要求」とは、どのような内容のものか？ 集団的行為が「運輸機関、国家施設、社会施設もしくは企業の業務活動を妨害した」と認める場合、具体的に何をもって判断するのか？ これらの問題を詳細に検討せず、また、被告人の行為がその構成要件に該当するか否かの十分な検討もしないで、当該規定を文字どおりの意味のままに適用したことをいいます。一言で言えば、条文の解釈抜きの文字どおりの適用であります。裁判所は、このようなずさんな審理により、被告人に対して、刑法第 190 条の 3 違反を認定し、自由剥奪 3 年の刑を宣告したのです。

本件の判決文の特徴についてですが、これまで説明してきたことからお分かりのように、それは、② 事実部分（記述部分）がきわめて簡単であるということでもあります。

(3) 赤の広場事件に関する判決（1968 年）とその特徴

次に、1968 年の赤の広場事件に関する判決を紹介します。この事件のあらまは、次のとおりです。1968 年 8 月 20 日、ソ連軍主導のワルシャワ条約機構軍がチェコスロヴァキアに軍事介入をしました。これに反対し抗議するために、同月 25 日に市民らがモスクワ市の赤の広場にある「高台」のところに集まりました。彼らは、「占領者は自国へ帰れ」「チェコスロヴァキアから手を引け」、ドゥプチェク、彼は当時のチェコスロヴァキア共産党第 1 書記で改革派の指導者で、ワルシャワ条約機構軍により身柄を拘束されましたが、その「ドゥプチェクに自由を」などと書いたポスターを掲げるとともに、そのスローガンを大声で叫びました。そのことにより、他の「市民の怒りを招き、公共の秩序をいちじるしく乱し、運輸機関の正常な業務活動をいちじるしく妨害した」とされ、刑法第 190 条の 1 および第 190 条の 3 違反容疑で市民 5 人が起訴されました。第一審のモスクワ市裁判所の判決は、同年 10 月に、第二審（破棄審）のロシア最高裁判所の判決は、同年 11 月に言い渡され、いずれも被告人の有罪を認定しました。二つの判決の内容も、基本的に同じですので、ここでは、第一審のモスクワ市裁判所の判決のうち、刑法第 190 条の 1 の規定に係る部分だけを紹介することにします。

モスクワ市裁判所が刑法第 190 条の 1 の規定の解釈をとおして明らかにしたその「立法者の意思」とは、ソ連共産党の政策に反対する個人およびその団体による言論の自由の行使に対し、司法的規制を行うことを容認するというものであります。これを前提として、前年のプーシキン広場事件の裁判と同じように、審理においては、当該規定の恣意的な解釈・適用が行われていきます。裁判所は、被告人らがポスターに書き、そして大声で叫んだスローガンが「ソビエトの国家体制および社会体制を誹謗する明らかデマ」に該当するか否かの具体的な検討をせず、単なるチェコスロヴァキアへの軍事介入への反対の意思表示であるそのスローガンを「デマ」と一蹴して、被告人らに対して、刑法第 190 条の 1 違反

を認定し、そのうちの2人には自由剥奪刑を、3人には居住地指定の刑を宣告しました。ここでも、条文の解釈抜きの文字どおりの適用がなされたのであります。裁判所は、ソ連共産党の時の政策に言論で反対する市民に対しても、このような不正義な裁判も辞さなかったのです。裁判所の最優先課題は、ソ連型政治支配体制の維持にあったと言えますが、歴史的に明らかになったように、「ソ連型政治支配体制の維持」とは、特定の個人・集団がみずからの利益、まさに私益を享受する体制に変質してしまったものの維持であったということを忘れてはならないと思います。

本件の判決文の特徴は、同じように、②事実部分（記述部分）がきわめて簡単であるということにあります。

むすび

「むすび」です。以上、説明してきましたことは、旧ソ連の刑事裁判だけに見られるのではなく、今日、社会主義国と自己規定している国（例えば、中国、ベトナム等）においても、治安立法、治安立法的性格を有する刑罰規定、さらには治安立法として機能する法規定による人権抑圧事件に関する刑事裁判で見られます。また、社会体制が異なっても、現在のロシアのように、大統領中心の権威主義的な政治支配体制をとっている国でも見られます。このことは、それぞれの国において、時の政権の政策、さらにはその政治支配体制に反対する市民がかかわった刑事事件の判決を少し検討しただけでも、容易に分かるかと思います。このような現実を前にしますと、私たちは、それぞれの国において、裁判所、その担い手である裁判官はどうあるべきか、さらには、より広く法律家はどうあるべきかを根底から問い直す必要があるのではないのでしょうか。

以上で、私のきょうの講義を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(資料)

社会主義国の判決文の特徴 — 旧ソ連の場合

法整備支援連携企画サマースクール「アジアの法と社会 2023」(2023年8月7日)

杉浦 一孝 (名古屋大学名誉教授)

はじめに — テーマへのアプローチと講義内容の限定

- ・講義の前提条件 = 「社会主義国」についての理解：社会主義国と自己規定していた国（例えば、ソ連等）と、現在も社会主義国と自己規定している国（例えば、中国、ベトナム等）
 - * 将来、これまでの社会主義国の政治体制とは異なるもの、すなわち政治的多様性を認める新しい社会主義像（例えば、1968年の「プラハの春」や1980年代後半以降のソ連のペレストロイカで追求された経験あり。）を描き、実際にこれを実現することができるか？
- ・テーマへのアプローチ：これまでの社会主義国の政治体制の特徴は？（支配政党による一党支配体制）、国家権力の組織原理は？（権力統合の原則）→ そのもとでの裁判所による「法の解釈・適用」の問題は？（法の解釈の目的および適用の方法）→ 判決文（判決書）への影響は？（判決文の特徴）
 - * 裁判所による「法の解釈・適用」の問題は、法領域や事件の性質の違いなどにより、一律に論じられるものではない。
- ・講義内容の限定：治安立法的性格を有する旧ロシアの二つの刑法規定の解釈・適用とその結果としての二つの刑事裁判の判決文を対象を限定。→ この法領域における判決文の特徴は？

1 ソ連共産党の一党支配体制と「法の解釈・適用」問題

(1) 一党支配体制のもとでの権力統合の原則

- ・1922年8月の「反ソビエト政党および諸潮流について」の決議の採択 → ロシア共産党（後にソ連共産党）の一党支配体制の確立へ
 - * ロシア共産党は、1923年4月の第12回大会で、党が政府機関、司法機関（裁判所を含む）、経済機関等の幹部の人事を決定するというノメンクラトゥーラ（職名表）制度の設置を決定し、同年6月12日のマル秘の党組織局の決定で確立（1989年10月14日の廃止まで存続）。
- ・1936年ソ連憲法における権力統合の原則 → ソ連型政治支配体制の確立へ
 - * 36年憲法は、「ソ連の国家権力の最高機関は、ソ連最高ソビエトとする」（第30条）と記し、他の国家機関の憲法上の権限を除くほかは、「ソ連にあたえられたすべての権限を行使する」と規定し（第31条）、権力統合の原則を採用。ここでは、ソ連最高ソビエトが制定した法律の憲法適合性審査は否定さ

れ、「法律の最高性」の原則が支配（ソ連解体前後までソ連および各連邦構成共和国の憲法で維持され、権力分立の原則を採用した 1993 年ロシア憲法の制定により最終的に放棄）。

（2）権力統合の原則のもとでの「法の解釈・適用」問題

・国家権力の最高機関であるソ連最高ソビエトの常設機関（ソ連最高ソビエト幹部会）の設置（第 48 条）

・ソ連最高ソビエト幹部会の法律の解釈権 = 法の統一的な解釈・適用の最終の保証制度

* 36 年憲法は、同幹部会は「ソ連の施行されている法律の解釈を行う」（第 49 条第 3 号）と定め、その公権的解釈（有権解釈）の権限を同幹部会に付与。法律の制定・改廃の権限だけでなく、その解釈の権限もソ連最高ソビエト（幹部会）が行使（権力統合の原則が放棄されるまで存続）。

なお、ソ連最高裁判所総会およびソ連検事総長には、法律の解釈の問題に関し、ソ連最高ソビエト幹部会に提案する権限があたえられていた（例えば、1979 年 11 月のソ連最高裁判所法第 18 条第 6 号、同年同月のソ連検察庁法第 9 条第 3 項等）。

・ソ連型政治支配体制に適合的な法解釈目的論

* 「法規範の解釈とは、法規範の意味を解明し、立法者がそこに盛り込んだ内容を説明することをいう。別の言い方をすれば、法規範の解釈の目的は、法規範のかたちで言語ツールにより表現された立法者の意思を明らかにすることである [いわゆる立法者意思説]」（ヴェ・エス・ペトロフ、エリ・エス・ヤーヴィッチ編『国家と法の一般理論』第 2 巻、レニングラード、1974 年、315 頁）。

（3）裁判所における「法の解釈・適用」問題

・裁判所による法の解釈（文理解釈、体系的解釈、歴史的解釈等）をとおしてのソ連型政治支配体制のもとでの「立法者の意思」、すなわちソ連最高ソビエトによって媒介されるソ連共産党（時の政治指導部）の意思の探索・確認 → 裁判所のソ連共産党（時の政治指導部）への追従へ

* ソ連時代における文理解釈、体系的解釈および歴史的解釈についての説明は、以下のとおり（ペ・エス・ラマーシュキン他編『国家と法の理論』モスクワ、1962 年、446-448 頁）。

文理解釈：当該法規範の意味および文法規則の内容を解明し、個々の言葉を正しく理解するために行われる作業

体系的解釈：当該法規範とその他の法規範との関連およびある法部門における当該法規範の位置を確認しながら、その内容を解明する作業

歴史的解釈：当該法規範の発布の理由およびその時の具体的・歴史的状況を解明する作業

・裁判所による治安立法的性格の刑法規定（例えば、反ソビエト扇動・宣伝罪を定める第 70 条の規定、次に取り上げる第 190 条の 1 および第 190 条の 3 の規定等）の解釈・適用とその特質 → 判決文の特徴は？

* 刑事事件の判決文の様式・構成は、以下のとおり（1961年1月1日施行のロシア刑事訴訟法第313条から第317条までに規定）。

①序論部分：(1)判決言渡しの日付と場所、(2)裁判所の名称、法廷の構成、法廷の書記官・公訴人（検察官）・弁護人の氏名、(3)被告人の氏名・父称、生年月日、出生地、住所、勤務先、職業、教育程度、家族状況その他事件にとって意味をもつ情報、(4)起訴の根拠とされた刑法の法条

②事実部分（記述部分）：(1)犯罪の場所、日時、実行の方法、責任要件の性質、動機および結果を指し示す証拠によって認定された犯罪行為、(2)裁判所の結論を導き出した証拠と他の証拠を排斥した理由、(3)責任を減輕し、または加重する事由、(4)刑の量定とこれらを根拠づける理由、(5)付帯私訴についての判決の理由等

③結論部分（判決主文）：(1)被告人の氏名・父称、(2)有罪の認定、(3)適用された刑法の法条、(4)刑の量定、(5)付帯私訴についての決定、(6)上訴および検察側の異議申立ての手續および期間についての指示等

無罪判決のときは、上記の②および③の部分の内容は当然異なる。

民事事件の判決文の様式・構成については、田中英夫他『外国法の調べ方』東京大学出版会、1974年、286頁（藤田勇執筆）を参照。

2 旧ロシア刑法第190条の1および第190条の3違反事件の「法の解釈・適用」問題と判決文の特徴

(1) 旧ロシア刑法第190条の1および第190条の3の規定における「立法者の意思」

・当時の憲法学における36年ソ連憲法第125条および77年ソ連憲法第50条（表現の自由）の規定の解釈 → 「立法者〔憲法制定者〕の意思」：「体制的制約原理」による言論・出版の自由および集会、集會、デモンストレーション等の集团的行動の自由に対する制約を容認。

* 「体制的制約原理」による制約とは？：「勤労者の利益にしたがい、社会主義体制を強化する目的で」（36年憲法第125条第1項）または「人民の利益にしたがい、社会主義体制を強化し、発展させる目的で」（77年憲法第50条第1項）のみ、言論・出版の自由と集团的行動の自由を容認し、その目的外でのそれらの自由の行使は認めず。一党支配体制のもとでは、どのような言論・出版や集团的行動がその目的の範囲内であるのかについての最終的な判断は、当時のソ連共産党の政治指導部に。

・表現の自由の行使に対する司法的規制を目的とした旧ロシア刑法第190条の1および第190条の3の規定の追加（1966年12月）

* 第190条の1（ソビエトの国家体制および社会体制を誹謗する明らかなデマの流布）「ソビエトの国家体制および社会体制を誹謗する明らかなデマを口頭で絶えず流布したとき、および、そのような内容の著作物を書面、印刷物その他の形式でつくり、または頒布したときは、3年以下の自由剥奪、1年以

下の矯正労働または 100 ルーブル以下の罰金に処する」。

第 190 条の 3 (公共の秩序を乱す集团的行為の組織化またはこれへの積極的参加)「公共の秩序をいちじるしく乱し、公務執行者の適法な要求に対する明白な不服従をとめない、もしくは、運輸機関、国家施設、社会施設もしくは企業の業務活動を妨害した集团的行為を組織したとき、または、これに積極的に参加したときは、3 年以下の自由剥奪、1 年以下の矯正労働または 100 ルーブル以下の罰金に処する」。

- ・ 当時の刑法学における旧ロシア刑法第 190 条の 1 および第 190 条の 3 の規定の解釈 → 「立法者の意思」: 「体制的制約原理」による表現の自由の行使に対する司法的規制の正当化 = いわゆる反体制派の人たちの言論・出版の自由および集团的行動の自由の行使に対する事後規制の容認

(2) プーシキン広場事件に関する判決 (1967 年) とその特徴

- ・ 事件のあらまし

* 1967 年 1 月 22 日にモスクワ市のプーシキン広場において、青年 20 人ないし 30 人が集まり、デモンストレーションを行った。それは、刑法第 70 条に定める反ソビエト扇動・宣伝罪で起訴された知人の釈放、その刑法第 70 条、あらたに追加された刑法第 190 条の 1 等の改正を求めるものであった。その過程で 5 人が連行され、そのうち 3 人が刑法第 190 条の 3 違反容疑で、1 人が同条および第 206 条 (無頼行為) 第 2 項違反容疑で起訴された。第一審のモスクワ市裁判所は、分離公判方式を採用したため、第一審の判決は 2 件 (有罪認定)、第二審 (破棄審) のロシア最高裁判所の判決も 2 件 (破棄上訴棄却) あり。これらの判決の内容は、基本的に同じ。

- ・ 第一審モスクワ市裁判所の 1967 年 2 月 16 日付の判決における「法の解釈・適用」問題の構造 (検討対象の限定): 刑法第 190 条の 3 の規定における「立法者の意思」、すなわちソ連共産党の政策、ひいてはその一党支配体制に反対する個人およびその団体による集团的行動の自由の行使に対する司法的規制の容認の確認 → 当該規定の恣意的な解釈・適用 → 刑法第 190 条の 3 違反の認定と自由剥奪 3 年の刑の宣告へ

* 刑法第 190 条の 3 の恣意的な解釈・適用: 治安立法としての機能を果たす刑罰規定については、本来ならば、その犯罪の構成要件を絞り込んで厳格に適用されることが求められる (限定解釈または縮小解釈)。本件では、モスクワ市裁判所とロシア最高裁判所は、当該規定が一般的・抽象的な表現で定められているにもかかわらず、その構成要件の緻密な検討 (例えば、「公共の秩序をいちじるしく乱す」集团的行為とは、どのような態様のものか? 「公務執行者の適法な要求」とは、どのような内容のものか? 集团的行為が「運輸機関、国家施設、社会施設もしくは企業の業務活動を妨害した」と認める場合、具体的に何をもって判断するのか?)、また、被告人の行為がその構成要件に該当するか否かの十分な検討もせず、その構成要件は明確であり、「立法者の意思」は正確に表現されていると強弁して、当該規定を日常使用されている意味のまま適用したのである (条文の解釈抜きの文字どおりの適用)。

ソ連型政治支配体制に反対する市民が被告人であるこの種の事件においては、裁判所は、時の政治支配体制を維持するためにこのようなずさんな裁判を行っても、別に恥じ入ることでもないと思っているのであろうか。

・本件の判決文の特徴：②事実部分（記述部分）がきわめて簡単であること（以上、ペ・リートゥピナフ編『裁判または制裁？ 記録集』〔ロシア語〕（ロンドン、1968年）所収の判決より）。

（3）赤の広場事件に関する判決（1968年）とその特徴

・事件のあらまし

* 1968年8月25日、ソ連軍主導のワルシャワ条約機構軍によるチェコスロヴァキアへの軍事介入（8月20日）に反対し抗議するために、市民らがモスクワ市の赤の広場にある「高台」のところに集まった。彼らは、「占領者は自国へ帰れ」「チェコスロヴァキアから手を引け」「ドゥプチェク〔当時のチェコスロヴァキア共産党第1書記・改革派の指導者でワルシャワ条約機構軍により身柄を拘束されていた。〕に自由を」など書いたポスターを掲げるとともに、そのスローガンを大声で叫び、そのことにより、他の「市民の怒りを招き、公共の秩序をいちじるしく乱し、運輸機関の正常な業務活動をいちじるしく妨害した」とされ、刑法第190条の1および第190条の3違反容疑で起訴された。被告人の人数は5人。第一審のモスクワ市裁判所の判決は、同年10月に、第二審（破棄審）のロシア最高裁判所の判決は、同年11月に言い渡され、いずれも被告人の有罪を認定。

・第一審モスクワ市裁判所の1968年10月11日付の判決における「法の解釈・適用」問題の構造（検討対象の限定）：刑法第190条の1の規定における「立法者の意思」、すなわちソ連共産党の政策に反対する個人およびその団体による言論の自由の行使に対する司法的規制の容認の確認 → 当該規定の恣意的な解釈・適用 → 刑法第190条の1違反の認定と自由剥奪刑（2人）または居住地指定の刑（3人）の宣告へ

* 刑法第190条の1の恣意的な解釈・適用：本件でも、モスクワ市裁判所とロシア最高裁判所は、被告人らがポスターに書き、そして大声で叫んだスローガンが「ソビエトの国家体制および社会体制を誹謗する明らかなデマ」に該当するか否かの具体的な検討をせずに、単なるチェコスロヴァキアへの軍事介入への反対の意思表示であるそのスローガンを「デマ」と一蹴して、被告人らに刑罰を科することになった（条文の解釈抜き文字どおりの適用）。裁判所は、ソ連共産党の時の政策に言論で反対する市民に対しても、このような不正義な裁判も辞さなかったのである。裁判所の最優先課題 = ソ連型政治支配体制の維持（ → 特定の個人・集団がみずからの利益＝私益を享受する体制に変質したものの維持へ）

・本件の判決文の特徴：同じように、②事実部分（記述部分）がきわめて簡単であること（以上、ヴァレリー・チャーリツェ編『ソビエト刑事訴訟に関する資料』〔ロシア語〕（ニューヨーク、1979年）所収の判決より）。

むすび

今なお社会主義国と自己規定している国（例えば、中国、ベトナム等）における治安立法、治安立法的性格を有する刑罰規定、さらには治安立法的機能をもつ法規定による人権抑圧事件（弾圧事件）に関する刑事裁判ではどうか？ さらに権威主義的な政治支配体制をとっている国（例えば、現在のロシア等）においてはどうか？

このような裁判の実態を前に、今日、裁判所、その担い手である裁判官はどうあるべきか、さらにはより広く法律家はどうあるべきかという問題を根底から問い直すことが必要ではないか？

以上

第二部（1日目午後）

テーマ：学生セッション「法整備支援対象国の民事第一審手続きの流れ」

名古屋大学日本法教育研究センター学生・修了生による発表

発表①「ウズベキスタンの民事第一審手続きの流れ」

サラエフ・オタベク（ウズベキスタン・日本法教育研究センター修了生）

アガフロヴァ・ルジグル（名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程2年）

ラヒムベルガノフ・ハサンボイ（名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程1年）

（オタベク） 皆様、こんにちは。ウズベキスタン日本法教育研究センターの修了生のサラエフ・オタベクでございます。今日は、ウズベキスタンの民事第一審手続の流れについて発表させていただきます。発表者は、ハサンボイ先輩、ルジグル先輩、私です。よろしくお願いいたします。

まず、ウズベキスタンについての一般的な情報を発表して、次に裁判制度について発表して、最後に民事第一審手続について発表していこうと思います。

1. ウズベキスタンについて

まず、ウズベキスタンについての一般的な情報を説明します。ウズベキスタンは中央アジアに位置する国で、5つの国と国境を接しているシルクロードの国です。首都はタシケント市で、2200年以上の歴史があり、人口は300万人以上です。

ウズベキスタン全体の人口は3620万人です。だいたい半分が男性と女性に分かれていて、年齢別に見ると若者の割合が多く、3分の1ぐらいは16歳以下の子供と青少年です。また、ウズベキスタンは多民族な国で、ウズベク人、カザフ人、キルギス人、ロシア人、ウクライナ人がいます。

ウズベキスタンの人口の95%はイスラム教を、3%はキリスト教を、他の1%は仏教とユダヤ教を信じて

います。しかし、ウズベキスタンは宗教的な国ではなくて世俗的な国です。

ウズベキスタンの歴史についていうと、アミール・ティムールという人が一番有名な人で、14世紀に、大帝国を作って、その大帝国には中央アジア、イラン、インド、トルコ、イラクが入りました。その後は、20世紀頃、1924年にウズベキスタンは独立共和国としてソ連に入りました。しかし、ソ連時代は1991年に終わって、1991年9月1日にウズベキスタンは独立しました。それ以降、ウズベキスタンは完全な独立になっています。

ウズベキスタンの観光名所についていうと、歴史的な都市で有名でおすすめとしては、サマルカンド、ブハラ、ヒバは大きな都市です。ウズベキスタンの伝統についていうと、ウズベキスタンはいろいろな伝統があり、一番有名なのは、国民舞踊ではラズキ、料理ではプロフ、スポーツではクラシがあります。以上です。

2. 裁判制度について

(ルジグル) 次に、裁判制度について発表させていただきます。私は、名古屋大学大学院法学研究科を今年(2023年)の9月に卒業する予定者のルジグルと申します。よろしく申し上げます。

三権分立の原則から生まれる立法、行政、司法の独立はウズベキスタンにも存在しています。司法府は、ウズベキスタン共和国憲法、裁判所法、および憲法裁判所法により規律されています。

ウズベキスタンには、憲法裁判所をはじめ、様々な裁判所があります。また、三審制を採用しています。しかし、近年、ウズベキスタンは司法改革が行われており、2021年に裁判所の構成にも変更がありました。特に、地方レベルの裁判所の構造が変更されました。以前は民事、刑事、経済、行政の地方レベルの裁判所は区別されていました。しかし、2021年に生じた“ONE COURT-ONE INSTANCE”という原則を促進するために、2021年に、地方レベルの裁判所は専門性を確保しながら再編されました。その結果、地方の民事、刑事、経済、行政それぞれの裁判所は1つの地方裁判所に集められました。

ここで、民事裁判所に焦点を当てたいと思います。民事事件は、最高裁判所、地方裁判所、および地区・地区間裁判所で審理されます。

民事裁判所の裁判官は最も多忙な裁判官でもあります。特に、第一審の裁判官です。例えば、第一審の裁判官1人当たり、1か月間で269の事件を審理しなければなりません。比較すると、刑事事件を担当する1人の裁判官は180事件、経済事件の裁判官は163件を審理します。担当する事件が多い理由としては、民事事件を審理する裁判官が少ないこと、幅広い事件を審理すること、紛争を解決するための他の方法が活発に使用されていないことなどを挙げられると思います。例えば、民事裁判所は、民事、家族、労働、住宅、土地事件を扱います。その中で、ウズベキスタンの社会事情により生じる特殊な問題である離婚やローンなどの数が多いことが、裁判官の多忙さに影響を与えています。

では、次に、具体的にウズベキスタンの民事手続の発表に移りたいと思います。

3. 民事第一審の手続きについて

(ハサンボイ) 今から、民事第一審の手続きについて発表したいと思います。私は名古屋大学博士後期課程1年生のハサンボイと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、民事訴訟法によれば、民事訴訟には基本的に3つの種類があります。命令手続、特別手続、本案訴訟です。今日は本案訴訟について詳しく見ていきますが、まずはこれらの違いについて少し説明したいと思います。

命令手続は、ウズベキスタン共和国民事訴訟法第171条に規定される要件に従い、裁判を経ずに発令される手続です。例えば、公正証書による取引に基づく請求や書面による取引に基づくもので、債務者がこれを承認しているものなどです。

次は特別手続ですが、民事訴訟法第293条に規定される全ての事柄を示します。例えば、個人を行方不明と認め、死亡を宣言することなどです。

本案訴訟について、民事訴訟法第172条によれば、本案訴訟によって裁判所が審理する事件には、民事、労働、家族、住宅その他の法律関係から生じる請求に関わる事件が含まれます。手続は【スライド22枚目】のようになっています、まずは裁判提起と訴訟の準備で、その次は審理と判決となっています。今からそれぞれについて詳しく説明していきたいと思います。

まずは裁判提起ですが、裁判は、文書または電子文書の形式を含め、書面による訴状を提出することによって開始されます。訴状は、電子文書の形式で送付された場合を除いて、被告の数に応じた部数を裁判所に提出しなければなりません。裁判所が訴状を受理した日から10日以内に、裁判官が単独で、訴状を認めるか、拒否するか、返却するか、または、管轄に従って他の裁判所に移送するかを決定し、それについて裁定が下されます。

訴状に第195条で定めている不備があれば裁判官は原告に訴状を返却しますが、第194条で規定されている事項であれば裁判官は訴状を認めずに裁判提起を拒否します。つまり、前者の場合（訴状を返却する場合）は原告が再度提出することができますが、後者の場合（訴状を拒否する場合）は原告が同じ裁判所に同じ訴状を再度提出することはできません。そして、訴状を受け取った被告は答弁書を裁判所に提出することができます。

次は、訴訟の準備についてです。訴状を受理して、裁判提起の裁定を下した後は、裁判官は事件の適時かつ正確な審理と解決を確実にするために、民事訴訟の準備を進めなければなりません。

民事訴訟の準備の役割は以下のとおりとなっています。当事者の法律関係や準拠法の決定、当事者の主張および反論を立証する事実、並びに紛争の正しい解決に関連するその他の事実の明確化などです。そして、最後に、当事者が和解するための様々な活動をします。

次は、審理の手続についてです。裁判は、民事訴訟の準備が完了した日から1か月以内に審理を行って、紛争を解決しなければなりません。ただし、特別に複雑な事件の場合は、例外として、裁判官の合

理的な裁定によって、この期間を2か月に延長することができます。

事件の審理が指定された時間になると、裁判官は法廷に入って開廷し、どの事件を審理するかを発表します。裁判官は、法廷構成の発表と異議申立ての権利と、事件関係者の権利と義務を明確にして発表します。その後、裁判官は、原告がその主張を維持するかどうか、被告が原告の主張を認めるかどうか、当事者が友好関係の和解合意によって解決を希望するかどうかを問います。

事件の報告の後、裁判所は、原告およびその側に参加する第三者、被告およびその側に参加する第三者、その他事件に参加する者の説明を聞きます。誰が参加するのか、どのような権利義務を持っているのか、それについて裁判官は簡単にその時点での説明を聞きます。

説明を聴取した後、裁判所は、証人や専門家に対する尋問およびその他の証拠調べの手続を定めます。つまり、どのような手続でこれから審理していくのかを裁判官が決めるということです。

そして、取調べが終わった後は、口頭弁論が始まります。原告とその代理人が最初に発言をして、続いて被告とその代理人が発言をします。その後、第三者が発言します。もちろん、その事件で検察官や国家機関の代理人などが参加している場合は、国民の権利および法的に保護されている利益の保護を、裁判所に訴状を提出した市民は口頭弁論において最初に発言します。逆に、検察官や国家機関が訴状を提出した場合は、検察官やその国家機関の代理人が最初に口頭弁論において発言するようになっています。裁判参加者は再反論を行うことができます。最後の反論をする権利は被告およびその代理人が常に有しています。

口頭弁論が終わった後は、裁判官は特別の部屋（審議室）に退出しますが、その旨について裁判官が法廷に出席している者に発表します。そして、審議室において判決を作成します。判決に署名した後は、裁判官がまた法廷に戻ってきて、判決を発表します。裁判官は、裁判の記録および判決に対する不服申立ての手順や公開する条件を説明して、本件の裁判の終了を宣言します。裁判官は、事件の本案について判決を下します。判決は、合法的、正当、公正でなければならず、審理した証拠だけに基づいて解決しなければなりません。

裁判所の決定は裁判の終了後に下されます。ただし、事件が複雑であれば、判決の事実および理由の部分、例外的に5日間を超えない範囲で延長することができますが、事件が終了した尋問で判決の結論を発表しなければなりません。

裁判官は原告の請求の範囲内で事件を解決しなければなりません。例外的に、原告の権利および法的に保護された利益を保護するために必要であると認める場合、および、法律で規定されている他の場合には、原告が主張している、提出された証拠の範囲を超えて、それに基づいて解決をします。

以上です。ご静聴ありがとうございました。

発表②「モンゴルにおける民事第一審手続きの流れ」

エルデネバートル・エルフビルグーン（名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 1 年）

皆さん、こんにちは。名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 1 年生のエルフビルグーンと申します。本日は、モンゴルにおける民事第一審手続きの流れについて発表させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の発表では、モンゴルの基本的な情報、モンゴルにおける裁判の制度、民事訴訟手続きの基本的な流れ、口頭弁論前の準備手続、口頭弁論の流れ等についてご紹介いたします。

1. モンゴルの基本的な情報

まず、モンゴルの基本的な情報について説明いたします。モンゴルは東アジアの北部に位置する国で、北をロシア、東と南を中国と接しております。首都はウランバートル市、言語はモンゴル語、主要な宗教はチベット仏教、面積は 156 万 4100 平方キロメートル、人口は 2022 年時点で 345 万 7548 人、モンゴル民族が全体の 95%を構成しています。

2. モンゴルにおける裁判制度

次に、モンゴルにおける裁判制度および民事第一審手続について紹介していききたいと思います。ただし、その前に、モンゴルにおける裁判制度全体について少しご紹介いたします。

モンゴルにおける裁判所は三審制度を採用しています。日本と同じように、当事者に不服があれば最高裁判所まで上訴することができます。

一方で、日本と異なるところがいくつかあります。1 番目の相違点は違憲審査制度の方式です。違憲審査制度の方式には抽象的違憲審査制度を採用しています。つまり、憲法裁判所は、具体的な紛争ではなく、法令などの違憲審査そのものを訴訟の対象として判断しています。

次の相違点は、モンゴルには行政裁判所が存在しているということです。モンゴルの行政裁判所は 2004 年に創設されました。現在、行政高等裁判所は 1 か所で、行政地方裁判所は全部で 21 か所あります。そして、憲法改正によって、地域間裁判所を創設できることになりました。

次の相違点は、第一審手続での裁判員制度です。これについても、もう少し詳しく説明したいと思います。モンゴルでは、民事事件、行政事件、刑事事件においては裁判員が参加することができます。この制度は、裁判所に対する国民の信頼を高めるために創設されました。しかし、この制度は、裁判官とともに事実認定と量刑を行う日本のような仕組みではありません。つまり、裁判員は裁判の判断に影響を与えないということです。口頭弁論に出席している裁判員は、国民として当該事件に関する結論を書面で作成し、口頭で言い渡す義務を持っています。

3. 民事訴訟手続の基本的な流れ

それでは、モンゴルにおける民事訴訟手続の基本的な流れを概観します。

まずは、原告による訴状の提出です。裁判官が訴状を7日以内に審査して、訴訟の開始について命令を出します。その後、被告の住所がウランバートル市であれば7日以内に、または、首都以外であれば14日以内に、その訴状を被告に送達しなければなりません。訴状を受け取った被告は、14日以内に、または、裁判官から指定された期間以内に、答弁書を裁判所に提出しなければなりません。その後、口頭弁論前の準備手続が行われます。この手続では、裁判所は口頭弁論の期日を指定する役割を持っています。次に、口頭弁論の審理が行われ、その後に判決が言い渡されます。

モンゴルの民事訴訟手続の日本と異なる特徴の一つは、法律で定めた審理期間内に紛争が解決されるべきとされていることです。モンゴルの民事訴訟法では、その期間は60日以内と規定されております。そして、一度だけその期間を30日以内だけ延期することができます。

【スライド8枚目】はモンゴルの訴状の例です。

4. 口頭弁論前の準備手続

次に、口頭弁論前の準備手続についてお話しします。裁判所は、次の3つの要件のいずれかが満たされると、口頭弁論の期日を指定することになります。裁判官は、事件を解決するのに重要な証拠が十分に収集されたと認めた場合、民事訴訟法で定めた審理期間が終了した場合、あるいは、その他の理由による場合です。

5. 口頭弁論の流れ

それでは、口頭弁論の手続の流れを概観します。これは、次のような手続で行われます。

まず、当事者の出席を裁判所が確認します。次に、翻訳者と通訳者に、法律で定めた義務について説明します。次に、証人を退廷させます。続いて裁判官の忌避に関する申立てがあるかどうかについて確認します。その後、当事者に、法律で定めた権利と義務について詳しく説明します。そして、当事者からの申立てを取り扱います。特に、当事者の申立てに相当の理由があれば、当該口頭弁論を延期することになります。

これらの手続の後に審理を開始します。審理の最初に、原告は請求の趣旨を維持しているかどうかについて、また、被告は請求を認めているかどうかについて、裁判官が確認します。当事者は、それぞれの主張を口頭で提出します。その後、裁判官が証拠調べを行います。そして、裁判員が、その事件に関する自分の結論を出します。最後に、裁判官は、評議室でどのような判決をするかを決めます。その後、当事者に判決を言い渡します。このような経過を辿ります。

これで発表を終了します。ご静聴ありがとうございました。

発表③「ベトナムにおける民事第一審手続の流れ」

グエン・ティ・タイン（名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 1 年）

ヴォ・ヴァン・ホアット（ベトナム・日本法教育研究センター修了生）

ヴ・ティ・ハン（ベトナム・日本法教育研究センター修了生）

ド・ゴック・アイン（ベトナム・日本法教育研究センター修了生）

（ホアット） 皆様、こんにちは。ハノイ日本法教育研究センターのホアットと申します。本日はご参加いただきありがとうございます。これから、ベトナムにおける民事第一審手続の流れについて、発表させていただきますと思います。

今回の発表では、次の順序でお話しします。まずは、ベトナムの一般的な情報・概要について。その次に、ベトナムの裁判制度について。そして最後に、民事第一審の手続の流れについてといった形で、それぞれご紹介していくことになります。

1. ベトナムの一般的な情報

それでは、まずはベトナムの概要についてご説明いたします。ベトナム統計総局の 2022 年の統計によれば、ベトナムの面積は 32 万 9241 平方キロメートル、人口は約 9946 万人です。政体は社会主義共和国となっています。

次に、ベトナムの略史について説明します。まず、紀元前 207 年に、ベトナムの最初の国として、南越国が成立しました。しかし、紀元前 111 年から、ベトナムは長期にわたって中国の支配下に置かれることになり、中国からの独立を達成するのは 938 年のことです。ベトナムではこの独立後、封建制度が発達していくこととなります。この間も、中国は何度もベトナムを支配下に置きましたが、この支配は、以前のような長期の支配となることはありませんでした。

そこからまたしばらくして、植民地支配の時代が到来します。1884 年にフランスがベトナム全土の支配権を確立し、植民地支配を確立したのです。その後の 1930 年にはベトナム共産党が結成され、1940 年には日本軍がハノイを支配します。しかし、1945 年に日本が連合国軍に降伏したことで、ホー・チ・ミン氏がベトナム民主共和国の独立を宣言することになりました。

その翌年である 1946 年から 1954 年までの間は、フランスによる植民地支配に対する民族解放戦争が行われました。この戦争の結果、1954 年から 1975 年までの間、ベトナムは南北に分割されることとなります。ここで北軍、北ベトナムは社会主義国を建設し、南部における対アメリカ戦争に参加することとなります。その間にも、1973 年には日本との外交関係が樹立され、そして、1975 年に南北統一が実現し、現代のベトナムの領域が成立します。

南北統一後、ベトナム政府は、ベトナム全土の社会主義化を進めようとしてきました。しかしその結果、

生産は停滞し、経済成長は止まってしまいます。そこで、ベトナム政府は政策の転換を余儀なくされ、1986年にドイモイ（刷新）政策を全国に導入することになります。これは、社会主義の枠内で、市場経済の導入などの経済改革を打ち出したもので、この改革により、ベトナムには徐々に経済成長がもたらされることになりました。ちなみにですが、最近のベトナムは開発ブームを迎えており、東南アジアで最も急速な経済成長を遂げている国となっています。

2. ベトナムの裁判制度について

（ハン）次に、ベトナムの裁判制度について発表したいと思います。私は、ハノイ日本法教育研究センターの修了生で、ハンと申します。よろしくお願ひいたします。

まず、ベトナムの人民裁判所の位置づけとその任務について説明します。人民裁判所の位置づけとその任務は2013年憲法の102条に定められています。そこでは、人民裁判所は、ベトナム社会主義共和国の審理機関、及び司法権を行使する機関とされ、正義、人権、国民の権利、そして社会主義制度を擁護し、国の利益や組織、個人の合法的な権利及び利益を擁護することを任務としています。

ベトナムの裁判制度は、二審制を採用しています。これは、2014年人民裁判所組織法の6条に規定されています。ここでの二審とは、第一審と控訴審を指しますが、他にも特別控訴手続として、監督審と再審があります。

次は、人民裁判所の組織についてです。人民裁判所の組織の頂点にあるのが、最高人民裁判所です。最高人民裁判所の中には、最高人民裁判所裁判官合議体があります。また、最高人民裁判所の下には、高級人民裁判所、省級人民裁判所、県級人民裁判所が存在しています。さらに、この3つの裁判所の内部には、例えば刑事法廷、民事法廷、経済法廷などといった、専門法廷があります。また注意しなければならないのは、普通の人民裁判所の他に、軍事裁判所があるということです。軍事裁判所は、上から順に、中央軍事裁判所、軍区軍事裁判所、地方軍事裁判所の三つが存在します。この軍事裁判所は、軍人が被告人となっている事件について審理するための、特別裁判所です。

3. 民事第一審の手続の流れ

(タイム) 私は、ベトナムの民事第一審の手続の流れについて、説明します。

ベトナムの民事第一審の流れは、提訴手続、事件の受理手続、公判準備手続、公判期日、そして最後に、評議及び判決言渡し手続となっています。ここから一つずつ説明していきます。

まず、提訴手続です。これは、訴訟の当事者が、裁判所に訴状を提出する手続のことを指します。この手続については、当事者の自己決定権が定められています。それは、当事者の訴えを提起する権利、そして、裁判所は当事者の訴えを受けたときにのみ事件を受理し、訴えの範囲内でのみ解決するという規定として、表れています。あくまでも、当事者の訴えによって訴訟手続が開始されるのです。また、当事者が自分の請求を取り下げたり、変更したり、当事者の間でお互いに合意に達するという権利も尊重されています。さらに、当事者は、自分の権利を擁護するために提訴するのみならず、他人の利益や、公益、国益を擁護するために提訴することもできます。訴えを提起する際には、当事者は訴状と既に手元にある証拠を一緒に提出します。

裁判所は、訴状を受領した日から3日以内に、その訴状を審査する裁判官を1名指名し、5日以内に訴状の審査を行います。ここでは、その事件が、自身の管轄ではなく他の裁判所の管轄に属すると判断した場合には、その管轄の裁判所に訴状を移送するという決定を出します。また、その訴状に補正または補足を要する場合には、その訴状の補正・補足の請求を出します。この補正・補足の決定がなされると、当事者は訴状を補正・補足して、修正した訴状をもう一度裁判所に提出します。また、その当事者の提訴事項がそもそも裁判所の管轄に属しないと判断された場合には、その訴状を当事者に返却する決定を出すこともあります。

以上の審査を終え、訴状が要件を満たしていると判断された場合、裁判所は事件の受理決定を出します。この際には、事件を受理するために、原告には訴訟費用の前金を納付することが求められ、納付手続が終わってから事件を受理することになります。その後、事件を受理した裁判所は、事件の受理に関する通知をします。

事件を受理した後、その事件を解決する裁判官を指名します。指名された裁判官は事件記録を作成します。そして、そのために、当事者に証拠提出を求めて、証拠の収集を行うことができます。また被告となった者は、この事件に対する意見書または反訴、もしくは独立した請求を提出します。

そして、裁判所が事件を受理する決定した時点から、公判準備と手続が開始されます。事件類型によって、4か月または2か月の間で公判を開くなどの決定が出され、それまでの期間に、公判準備手続が行われます。公判準備手続では、まず、当事者が証拠を提出し、また裁判所は自ら証拠を収集します。また、証拠の提出、入手、開示に関する検査会議期日と、和解期日は、この期間中に開かれます。つまり、原則として、公判準備期間が過ぎた場合、新しい証拠を提出することはできません。また、裁判所は検査会議期日と和解期日を同時に開きます。

この期日に、当事者が合意に達した場合には、裁判所は当事者の和解調書を作成し、和解による解決

が行われます。和解することができない場合には、和解を行わずに証拠の検査会議期日を開きます。なお、和解調書が作成されてから1週間以内であれば、その合意を撤回することができます。また、その他何らかの事情があった場合には、裁判所が、その事件の解決を中止する決定を出すこともあります。和解や中止決定がなければ、次の公判期日に移ります。

公判期日には、まず、裁判官1名と、のちに説明する人民参審員2名による合議体が構成されます。公判は、原則として、公判開始の決定から1か月以内に行わなければなりません。ただし、もしも当事者が公判を欠席した場合には、一度だけ公判を延期することができます。

公判での審理は、法廷で、口頭で行われなければなりません。また、通常は1日以内に審理を済ませます。ただし、公判の途中に何らかの事情があれば、当事者の合意を承認する決定や、事件解決停止、中止、そして、公判期日の延期または一時的な停止という決定を出すこともあります。

公判の流れは、次のような順序となっています。まず、公判の開始手続で、裁判所は、当事者の出席を確認します。それから、当事者に、自身の請求に変更があるかどうかを確認します。その後、まずは原告が自分の請求や証拠を陳述し、次に被告側が自分の請求や証拠を陳述します。これら陳述を終えると、尋問手続に移ります。尋問手続が終わったら、当事者の間の弁論・答弁に移ります。

以上の弁論を終えた後には、合議体による評議及び判決の言渡し手続に移ります。多くの場合には、公判後直ちに、評議が行われます。判決の言渡しについては、通常は即日の判決言渡しとなりますが、民事訴訟法においては、5日間の評議期限を定めています。

それでは、先ほど少し言及しました。裁判官とともに合議体を形成する、人民参審員について、ご紹介いたします。

人民参審員となるには、ベトナム市民であり、ベトナム国に対する忠誠心・善良な道徳的資質・強固な政治的意思・勇敢で正義を擁護する断固とした精神を有することを求められます。またそれに加え、社会・法令に関する見識を持っていることを求められます。

人民参審員を選出する手続は、まず、裁判所がベトナム祖国戦線委員会に対し、人民参審員の人数と構成に関する需要を提示します。ベトナム祖国戦線委員会はそれを受け、基準を満たす者を選んで候補者として紹介します。そして、人民評議会が、その中から人民参審員を選出することになります。

また、ベトナムにおける民事訴訟では、検察官も役割を持っています。検察官は、まず、訴状の返却、事件の受理・解決を検査します。さらに、公判手続にも参加して、事件の解決について検察官の意見を述べます。また裁判所による判決が出た後には、その判決についても、検察を行い、当事者に不服がない場合であっても、検察官による異議、つまり控訴の申立てをすることも可能となっています。

以上が、「ベトナムにおける民事第一審手続の流れ」についての発表となります。ありがとうございました。

発表④「カンボジア民事第一審手続の流れ」

ヘイン・ソマリン（名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 2 年）

皆様、こんにちは。報告者のソマリンです。現在、名古屋大学大学院法学研究科に在学しております。よろしくお願いたします。今日は、カンボジアの第一審の民事手続について、紹介していきたいと考えています。

1. カンボジアの基本情報

報告に入る前に、まず、カンボジアについて知っていただいたほうがよろしいかと思しますので、少しだけ紹介したいと思います。

カンボジアは、東南アジアにある国です。正式名称はカンボジア王国といます。現在のカンボジアは、カンボジア王国憲法の下で、民主主義を採用しています。面積は 18 万 1035 平方キロメートルで、25 の州に分かれています。首都はプノンペンです。人口は 2021 年の統計では約 1700 万人となっており、クメール民族が主要民族となっています。カンボジアの国教は仏教ですが、他にも、例えば、イスラム教やキリスト教を信じる人々もいます。カンボジアの季節には、は乾季と雨季のみがあります。カンボジアについての紹介は、このくらいにしておきましょう。

2. カンボジアの裁判所制度

次に、カンボジアの裁判所制度についてお話しします。カンボジアは三審制度を採用しています。第一審は始審裁判所と呼ばれ、各州都に 1 か所ずつ設置されており、全て合わせて 25 か所設置されています。第一審の裁判所では、裁判官が 1 人で審理を行って裁判をすることもあれば、裁判官が 3 人で審理を行って裁判をすることもあります。ただし、家庭裁判所や簡易裁判所などは存在しておらず、この点は日本との違いとなっています。カンボジアの第一審を取り扱う裁判所は、原則的には始審裁判所ですが、軍事裁判所も存在しています。軍事裁判所はプノンペンにのみ設置されており、軍律などに違反した軍人を処断する裁判所です。例えば、反逆行為や上官に対する不服従行為については、ここで裁判を行います。しかし、殺人、文書偽造などについては、刑法上の犯罪とされ、それが軍人によるものであったとしても、始審裁判所によって裁判が行われます。

第二審は、控訴裁判所です。始審裁判所の判決に対して不服があれば、控訴裁判所に控訴することができます。2020 年まで、控訴裁判所はプノンペンに 1 か所設置されているのみでしたが、現在では、控訴裁判所は 4 か所に設置されています。

控訴審の結果に不服があれば、第三審の最高裁判所に上告を提起します。現在、カンボジアの最高裁判所は 1 か所のみで、プノンペンに置かれています。最高裁における裁判は、5 名の裁判官で構成する小法廷と、9 名の裁判官で構成する大法廷があります。特別な場合として、国王から司法大臣を通じた

再審理の要求により大法廷を設置する場合があります。

以上の裁判所以外に、カンボジアでは特別法廷が設置されています。カンボジア特別法廷はポル・ポト政権の下で人道犯罪をした政権幹部や最も重大な責任を持つ者を裁くための裁判所です。

3. カンボジア民事第一審手続の流れについて

それでは、カンボジアの始審裁判所の民事手続について、ご説明します。カンボジアの民法、民事訴訟法やその他の関連法令は、日本の支援の下で作られたものです。そのため、カンボジアの民事訴訟の手続は、日本の民事手続と、そう大きな違いはありません。カンボジアの民事訴訟法は全九編で構成されており、第一審である始審裁判所の訴訟手続については、その第二編に規定されています。

民事第一審手続の流れは、次のようになっています。

まず、原告が訴状を裁判所に提出します。カンボジア民訴法も処分権主義を採用しているため、当事者は、訴訟の開始、訴訟の対象及び訴訟の終了について決める権利があります。裁判所は、この訴状の提出を受けて、民訴法 75 条に基づき、その訴状が民事訴訟法に規定される「訴状に必要な記載事項」をすべて備えているかどうかについて、審査します。訴状に問題がなければそのまま受理しますが、もしも問題があるようであれば、相当の期間を定めた上で、原告にその期間内での修正を命じることもできます。

裁判所に受理された訴状は、被告に送達されなければなりません。JICA 長期派遣専門家の内山淳さんによると、カンボジアの民事訴訟における送達の仕組みは、日本と異なっています。カンボジアにおいては、送達実施者は、郵便局員、執行官、または書記官となっており、また送達手段については規定されていません。

さて、訴状を送達された被告は、訴状を受け取った後に、答弁書を裁判所に提出します。そして、答弁書の提出を受けた裁判所は、原告・被告双方に対して、最初の弁論準備手続の期日を指定します。裁判所は、特別の事由がない限り、訴えが提起された日から 30 日以内のどこかに、この期日を指定しなければなりません。

カンボジアでは、当事者間で争いがある場合に、争点整理のために必要な調査手続を実施してから口頭弁論を開くという従来の手順を尊重して、新たな民事手続を形成しました。そのため、カンボジアでは、まず弁論準備手続を開き、当事者の主張を整理し、争点を特定し、争点に関する証拠を整理します。カンボジア民訴法は弁論主義を採用しているため、当事者は訴訟の対象となる権利の発生、消滅などを主張し、その主張を立証する責務があります。口頭弁論は、この弁論準備手続を終えた後に行われます。口頭弁論は数回行われ、全ての口頭弁論を終えた後に、口頭弁論の全体を見て、判決の基礎とします。つまり、裁判所は審理が完了したときは、口頭弁論を終結して判決言渡期日を指定し、判決を言渡します。

以上、カンボジアの第一審の民事手続について、ご紹介いたしました。ご静聴ありがとうございました。

た。

第三部（2日目午後）

講義③「カンボジアの判決の書式・構成」

トリー・バリアン（カンボジア王国弁護士、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了）

皆様、こんにちは。簡単に自己紹介をさせていただきます。私はトリー・バリアンと申します。2017年に名古屋大学大学院法学研究科を修了して、現在、カンボジアにある法律事務所で弁護士として勤務しております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。私は、カンボジアにおける裁判判決の書式と構成について紹介させていただきます。

1. 判決とは、何か？

まず、判決とは何かについてお話しさせていただきます。判決という言葉には、世界各国で、様々な定義が与えられています。その中で、カンボジアでは判決という言葉にどのような定義が与えられているのかを、まず、確認しましょう。

カンボジア民事訴訟法第179条1項では、判決を、次のように定義しています。「判決とは、裁判所が、本法又はその他の法律に別段の定めがある場合を除き、口頭弁論に基づいて法定の方式を具備した判決書を作成してする裁判で、これに基づく言渡しによって効力を生じるものをいう」。この定義によれば、カンボジアの判決書は法定の方式を具備しなければならないということがわかります。

それでは、ここでの法定の方式は、どのように具備されるのでしょうか。このことについては、カンボジア民事訴訟法第189条に定められています。同条によると、判決書には次に掲げる事項が記載されていなければなりません。まずは裁判所、2番目は口頭弁論の終結の日、3番目は当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所、4番目は事実及び争点、5番目は理由、最後に主文です。そして、同条3項では「判決書には、裁判をした裁判官が署名しなければならない」と規定しています。これらは必要的記載事項です。これらカンボジア民事訴訟法第189条の内容は、日本の民事訴訟法第253条1項と、ほぼ同様となっています。

2. 民事判決書の紹介

ここまで、民事訴訟法上、判決がいかにかに定義されているかを確認してきました。ここからは、カンボジアにおける実際の民事事件の判決書にどのような内容が記載されているのかを、紹介させていただきます。番号を付けていますので、番号の順番にご紹介させていただきます【スライド5-7枚目参照】。

まず、①はカンボジア王国の標語です。カンボジアでは、法律でそう決められているわけではありま

せんが、公式の文書には標語を付けなければなりません。標語は、「カンボジア王国 国家 宗教 国王」です。

次に、②は裁判所のロゴマークです。ここには裁判をした裁判所のロゴマークを付けなければなりません。ロゴマークの下には、裁判所の名称を書きます。例えばここでは、「プノンペン始審裁判所」と書いてあります。

③は事件に関する表示です。ここには、事件番号、訴えの提起日、判決番号、判決日を記載します。

④は表題です。裁判には判決と決定の二種類があり、それぞれ上告などに関する手続きが異なります。そのため、表題にはその裁判が判決と決定のどちらであるかを明確に記載する必要があります。またさらに、その下には「カンボジアの国民を代表して」と記載します。これは、かつては国王が裁判官としてすべての紛争を解決していたという、カンボジアの歴史に由来する文言だと思われれます。また、ここで裁判官の使用する言葉も、普通の人々が用いる言葉と、少し違っています。裁判官は「私（フランス語の” je”）」ではなく「私たち、小職（フランス語の” nous”）」と自称します。そして、この一番下に書いてあるのは、この裁判を担当した裁判所の名前です。この事件はプノンペン始審裁判所が担当しましたので、「プノンペン始審裁判所」と書きます。これは必要的記載事項のうちの一つです。

⑤は口頭弁論最終日の表示です。これも必要的記載事項の一つです。判決は、口頭弁論の終結時における権利関係や法律関係を確定しますので、口頭弁論がいつ行われたのかを明確に記載しなければなりません。

⑥は事件を担当した裁判官などの表示です。ここには、この事件をどの裁判官とどの書記官が担当していたのかを示すために、その氏名を記載します。

⑦は原告の表示です。法律では、原告の氏名と住所の記載が必要とされており、その他の情報は必ずしも記載する必要はありません。しかし、実際の判決では、本人の特定のために、年齢や国籍、職業、配偶者の氏名や両親の氏名、子供の数などが記載されているものが、多くみられます。

⑧は原告の任意代理人の表示です。原則として、訴訟の代理人には弁護士が任ぜられますので、弁護士の氏名と所属する法律事務所の名称、住所と電話番号などが記載されます。

⑨は被告の表示です。⑦と同様に、法律に定められる必要的記載事項は氏名と住所のみとなっていますが、実際には、本人の特定のために、その他に、年齢や職業、国籍、両親の氏名や子供の数などが記載された判決が多くみられます。

⑩は被告の任意代理人の表示です。これも⑧と同様ですが、代理人の弁護士がいれば弁護士の氏名や所属する法律事務所の名称、住所と電話番号などが記載されます。もしも、代理人弁護士がいなければ、「なし」と記載します。ちなみに、私が担当した事件のうち約半分は、被告側の代理人弁護士のいない事件でした。

⑪は事実及び争点です。法律がこれらを判決の必要的記載事項としていることの趣旨は、事実争いがあるかどうかにかかわらず、当事者双方の主張事実および認否を、証拠鑑定も含めてすべて記載する

ことで、争点を明確なものとするににあります。

⑫は原告の求める判決です。一般的なカンボジアの始審裁判所の判決の様式では、事実及び争点に関する記載の最初に、「原告の求める判決」という表題を付して、原告による請求の趣旨を記載します。

例えば、これは私が担当した事件なのですが、ある貸金返還請求事件では、次のように書かれました。まず、「被告は、原告に対し、5万ドルの元本を支払え」、次に、「被告は、原告に対し、5万ドルに対する年5パーセントの利息を2020年8月8日から支払済みまで支払え」、続いて「慰謝料及び弁護士費用として5千ドルを支払え」、そしては「本判決の全事項を仮執行することを請求する」、最後に、「訴訟費用は、被告の負担とする」という書き方になります。

⑬は事件の概要及び争点です。その中では、⑭事件の概要、⑮争いのない事実、⑯争点、⑰両当事者の主張、という4つの部分に分けられます。⑭の事件の概要には、裁判官が認定した事案の概要を記載します。⑮～⑰は「争いのない事実」、「争点」、「両当事者の主張」などの表題が付けられていますが、事件の概要とほぼ同内容が記載されるのが一般的です。

次に、理由(⑱)に入ります。理由においては、裁判所の認定した事実を記載します。認定の理由を証拠調べの結果から説明している場合もありますが、判決においては言及されない場合もあります。これはケースバイケースです。

⑲は判決主文です。先に理由を記載してから、その後に主文を記載するのが一般的ですが、その前に結論が入れられる場合もあります。主文は、おおむね、原告の求める判決に対応した形となっています。

先ほど⑫のところでも取り上げた貸金返還請求事件を例とすると、その判決の主文は、次のようになります。まず、一つ目の原告の請求である、「被告は、原告に対し、5万ドルの元本を支払え」について、裁判官はその請求を認めます。また原告の請求の2番目、「被告は、原告に対し、5万ドルに対する年5パーセントの利息を2020年8月8日から支払済みまで支払え」についても、裁判官は原告の請求を認め、ます。しかし、主文の3番目は、「慰謝料及び弁護士費用として2千万ドルを支払え」となっており、これは原告の請求が部分的にのみ認められています。この点については、原告が請求する慰謝料や弁護士費用は、その全部を認めずに、半分とか3分の1だけ認めることが、一般的です。この事件では、原告は5千ドルを請求しましたが、結局認められたのは、2千ドルだけです。そして、「本判決は、第1事項に対する仮執行をすることができる」と認め、主文の最後は「訴訟費用は、被告の負担とする」となっています。カンボジア民事訴訟法第64条によりますと、訴訟費用は敗訴した当事者の負担になるからです。これは私が実際に担当した事件を例にすると、このように主文が記載されます。

⑳は、判決の言渡しが非公開または公開の法廷でなされることについて記載されています。

また、控訴の提起の期限についても、判決書に記載されます(㉑)。「控訴は、判決書の送達を受けた日から1か月内に提起しなければならない」とすることがよくあります。

そして最後に、この判決をいつ出したのかという日付が記載されます。日付の下の一歩左にあるのは裁判官の署名および印鑑です。法律によりますと必要的記載事項とされているのは裁判官の署名だけな

のですが、実際は、裁判官以外にも、書記官などのものも記載しています。

3. 民事判決書は、カンボジア司法省ホームページにて公開

次に、カンボジアにおいて、これら判決書は公開されているのか、公開されていないのか。また、公開されている場合、いつから、どのような判決が公開されているのか、などについてもお話しさせていただきます。

まず、カンボジアにおいて、裁判の判決書は、公開されています。JICA プロジェクトの支援により、2020年12月31日から、民事判決書がカンボジア司法省ホームページで公開されました。リンクは【スライド8枚目】のとおりです。ただし、今の段階では、クメール語版しかありません。

現在のところ、公開されている判決書は全体の一部であって、全ての判決書が公開されているわけではありません。本日の時点で公開されているのは、104件の民事裁判の判決書です。これら判決書の中で多く見られるのは、離婚事件と貸金返還請求事件の判決書です。また、公開された判決は、日本でいうところの地方裁判所にあたる始審裁判所のみならず、控訴裁判所および最高裁判所の判決書もあります。なお、司法省の政策として、近い将来のうちに全ての判決が公開されるようにすると聞いており、さらに、今後それら判決書を英語に翻訳して公開する可能性もあります。

4. 判決の利用法

最後に、判決の利用法についてお話しさせていただきます。

以前のカンボジアでは、判決書が公開されていませんでしたので、判決書は当事者と関係者、つまり、裁判官や弁護士などだけが持つものでした。そのため、過去の判決を参考にしたり、研究することは、とても困難なことでした。判決書を入手するには、その担当裁判官や弁護士に頼むしかなく、判決書を入手できるかどうか、ケースバイケースでした。

そのため、判決書が公開されるようになった現在は、判決書が様々な場所で利用されるようになったと思われまます。

例えば、裁判官は、裁判の際に過去の判決を調べて参考にできるようになりました。この点、裁判官の何人かに聞いてみましたが、判決が公開される前は、裁判の際には、同僚に聞いてみて、「このような事件はどのように判決するのか」という経験を共有していたようです。

弁護士にも、過去の判決を利用する場面があります。例えば、裁判の準備のために、過去の判決を調べて参考にすることがあります。例えば、先ほど例に取り上げましたが、貸金返還請求事件の場合は、利息や弁護士費用を、どのくらい請求するかを決定する際の参考になります。

大学教員も、判決を授業や研究のために利用できるようになりました。研究者も、判決を研究のために利用できるようになりました。これは私の経験なのですが、私が名古屋大学で研究していた時には、判決書はまだ公開されていませんでした。そのため、論文の執筆は大変難しいものでした。公開された

判決があれば参考にできたのですが、当時はそれらが全く公開されていませんでしたので、何も参考にできなかったというわけです。判決が公開されるようになったことで、最近では、学生も、論文や宿題のために、判決を利用できるようになりました。

カンボジアの判決の書式と構成については、以上です。ご静聴、どうもありがとうございました。

講義④「ベトナムの判決の書式・構成」

トゥオン・ティ・トゥ・ホアイ（ベトナム社会主義共和国弁護士、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程修了）

皆さん、こんにちは。ベトナムから参りましたホアイと申します。私は、2019年に名古屋大学法学研究科を卒業して、ベトナムに帰国して、今は長島・大野・常松法律事務所に勤めております。

では、早速ですが、報告に入らせていただきます。ここでは、ベトナムの判決の書式および構成について紹介させていただきます。報告の内容としては、ベトナムにおける裁判制度の概要、民事判決の書式・構成の順にお話しし、最後に、判例の書式・構成について紹介いたします。

1. ベトナムにおける裁判制度の概要

まずは、ベトナムにおける裁判制度の概要についてです。ベトナムは、日本と異なり、二審制を採っています。つまり、第一審判決から一定の期間に控訴や異議申立てがされなければ、その判決に効力が発生しますが、もし効力が発生していないうちに控訴または異議申立てがあれば、第二審で再び審理されることになります。そして、第二審の判決は最終のものとして直ちに効力が発生し、当事者はそれ以上控訴することができなくなります。

ただし、第一審と第二審に加えて、ベトナムでは監督審と再審という手続も定められています。それは、法的効力が発生した第一審または第二審の判決について、もし、その審理過程に深刻な法令違反があった場合や、裁判官も当事者も、新たな証拠や事実を発見できなかったことで、判決の結果が誤ったものとなってしまった可能性があった場合は、監督審または再審を行う可能性があります。ですので、ベトナムでは二審制を採用しているとはいえ、実際は三審制にも似ているようなところもあります。それが、ベトナムの裁判制度となります。

そして、第一審、第二審、または、監督審、再審の結果として、第一審判決、第二審判決、または、監督審と再審の決定が言い渡されます。では、それらの判決や決定はどこで閲覧できるのかということですが、ベトナムでそれらの公開が始まったのは、2017年からです。公開されたものは、現在は裁判所のウェブサイト、【スライド5枚目】の一つ目のウェブサイトで公開されています。ただし、ここで公開対象となるのは、確定し、効力が発生した判決または決定であって、例えば、言い渡された判決、また

は決定が確定しておらず、控訴または異議申立てがされており、まだ効力を持たないものであるならば、公開はされません。

また、ベトナムでは、判決書だけではなく、2017年から判例というものも認められるようになりました。判例は、【スライド5枚目】の2つ目のリンクで公開されています。

公開されている判決と判例は、その全てを、誰でもそのウェブサイトから無料で見られるようになりました。現在のベトナムでは、公開されている判決と判例は、例えば、研究者や、私のような弁護士や、大学生などが読み、自由にそれを分析し、論文などに引用することもできるということです。また、一般の人々であっても、もし興味があれば、それら判決や判例を参考にして、もしも自分が関わっている問題と似ていれば、裁判所に行くべきかどうかなどを考えるための参考にできるようになりました。

2. 民事判決の書式・構成

次に、ベトナムの民事判決の書式と構成について紹介いたします。もちろん、ベトナムでも刑事判決、行政判決などがありますが、本報告では民事判決だけを対象とさせていただきます。

民事判決については、民事訴訟法および最高人民裁判所裁判官評議会の議決によってその構成と内容が定められています。民事判決は、「導入部」、「事件の内容」、「裁判所の認定」、「主文」に分けて各内容が書かれています。

まず、「導入部」について。ベトナムの判決の導入部では、裁判所の名称、判決の番号、言渡期日、審理合議体の構成員、書記官、検察官、鑑定人、通訳人等の情報、紛争関係の要旨、当事者又はその代表者、当事者の権利・利益の保護者の情報が記載されます。

【スライド9枚目】は、日本語に訳しましたが、ベトナムの民事判決の導入部の構成になります。最初に、その審理の裁判所の名称が書かれています。次は、判決の番号、言い渡した日付。そして、紛争の関係の要旨（何に関しての紛争だったのか）になります。またその後、ベトナムの国名が書かれています。

次に、審理合議体の構成員についての情報を書きます。審理合議体の構成員は裁判官と裁判員です。また、書記官または検察院の代表の場合もあります。ベトナムの特徴だと思うのですが、民事訴訟でも検察院の代表、検察官が参加して、その公判手続などが適法だったのかどうかを検察する役割を果たしています。

続いて、公判の期日や、どこで公判を開いているのか、公開か非公開かも、判決に記載されます。そして、最後は、原告についての情報、被告についての情報と、関連する権利・義務を有する者についての情報、そして、もし弁護士がいればその情報もここに書かれることになります。これが民事判決の導入部になります。

次は、「事件の内容」の部分についてです。この部分には、原告の請求、被告の抗弁、反訴、提案等、関連する権利義務を有する者の請求、提案、そして、検察官の意見が記載されます。また、例えば、判

決が第二審の判決であるとか、監督審または再審の決定であるとかいった場合は、控訴、異議申立ての内容も、事件の内容のところに書かれます。

例えば、原告の請求については、「30 日付起訴状及び事件処理過程と第一審における供述において、原告である X は『私が Y に 100 万円を貸しました』と述べた。原告は起訴して、裁判官に次の処理を請求した。『Y に対して 100 万円の返済を求めて、また、10 万円の利息の支払も請求する』』といった形で書きます。

また、原告の請求に対して被告はどのような抗弁や反訴を行ったのか書かれます。例えば、「被告である Y は 100 万円の借金に関する原告の返済請求について認めたが、利息に関する請求は認めない」。それに加えて、反訴がある場合、「被告は更に原告に対して次の請求もした」として、裁判官は、被告による反訴を全てここに記載します。

次に、「裁判官の認定」は裁判の内容の部分になります。そこでは主に、裁判官が事実関係、証拠などについて分析して判断することとなります。そして、分析と判断の結果、裁判官は、当事者の請求を認めるかどうかについて、結論を出します。各証拠や事実関係を分析した上で、裁判官は、一般的には次のような結論を出します。「したがって、原告による借金の返還請求については根拠がある」とか、「上記のため、被告の反訴内容を認めるべきである」とか、あるいは、「上記の分析により、原告の利息の支払請求は認めるための根拠がないものとする」という形です。

そして、最後の部分になりますが、「主文」ですね。ここでは、判決の法的根拠について記載されます。法律の各条文が引用され、また、それに従って、論点に関する各請求（原告の請求、被告の請求）を認めるかどうかについての決定を記載します。またさらに、訴訟費用の計算と、その支払責任は誰にあるのかも記載します。そして最後に、判決に対する控訴権があることを示す一文も、記載されます。一方、第二審の判決ですと、もう控訴することはできないため、「その判決の効力が直ちに発生します」という一文も書かれます。

主文は、例えば、「民事訴訟法第 12 条に基づいて、被告に対して原告に以下を返済することを命ずる。100 万ドルの元本、10 万ドルの利息、合計 110 万ドルの支払」とか、「被告に対する原告の以下の請求を棄却する。20 万ドルの違約金の支払」という形の主文が一般的ですね。

ここまで、ベトナムの民事判決の主な構成を紹介いたしました。

3. 判例の書式・構成

続いて、ベトナムにおける判例の書式・構成について紹介したいと思います。

ベトナムでは、判例は 2017 年から認められるようになりましたが、現在まで 63 個しか存在していません

ベトナムでは「判例」について、次のように定義されています。「具体的事件についての裁判所の法的効力を有する判決又は決定（判例源）における立論又は判断であり、各裁判所が同様の法的状況を有す

る事件を審理するにあたって研究し、適用することを目的として、最高人民裁判所裁判官評議会に選定され、最高人民裁判所長官により判例として公布されるもの」となります。つまり、各級裁判官が言い渡した各級の判決の中から参考にする価値のあるものを選んで、そこにある立論または判断に、今後の同様の事件で参考にできるようなものがあれば、その立論または判断を判例として公布するということとなります。

その判例がベトナムでどのように適用されるのかというと、原則として、裁判官は判例を研究し、同様の法的問題を有する事件を審理するときには、その判例を適用して、同じように解決されることを保証しなければなりません。また、もし、判例があつたにもかかわらず裁判官がそれを適用しない場合は、その理由を裁判所の判決および決定に記載しなければなりません。ただ、公布されている判例がまだ 63 個しかないため、実際に判例が適用されることは少なく、判例があつたにもかかわらず適用されていない例は、私自身としては見たことがありません。これはあくまでも、これからの話だと思います。

それでは、判例はどういう構成をとるか、ということですが、それは最高人民裁判所裁判官評議会の議決で定められています。それは次のようなものになります。

まずは、判例の番号と名称が記載されます。

続いて、判例源、つまり、元々の立論などが含まれる判決・決定の番号と名称が記載されます。

その次は、判例における法律問題・法的解決方法についての記載。判例源である判決の紛争になった事実関係をまとめて書くのが法律問題の部分で、そのような事実関係で裁判所は原告または被告の請求を認めるべきか、認めなくてよいかということをもとめて書くのが法的解決方法の部分になります。

そしてその次は、判例に関する法規定です。元々の判決に引用された、根拠となった法律の規定がそこで引用されます。

加えて、判例における法律問題・法的解決方法に関するキーワードを記載します。例えば、民事契約に関する紛争の事件であれば、キーワードは「契約に関する紛争」といった、短い単語が記載されます。これは、これから判例がより広く公開される場合に、判例の利用者が検索するためのキーワードとしての意味があると思われます。

さらに、判例に関する事実関係及び裁判所の判断を記載します。これは、実は、判例源の判決の「事件の内容」、「裁判所の認定」、「主文」をそのまま引用したものです。

最後に、判例の内容の部分になりますが、これは、元々の判決の裁判所の認定の一部、つまり、参考にする価値のある立論や判断の部分だけを引用して、その部分を判例と呼ぶこととなります。

4. 判例の紹介

まだ少し時間がありますので、ベトナムの判例を紹介いたします。これは JICA が翻訳したベトナムの判例になります。

最初は、判例の番号や事件の名前を簡単に書くこととなります。次に、判例源、つまり、元々の各級

裁判所の判決そのまま、名称と言渡期日を記載します。次に、判例の概要や判例の事実、法的解決方法をまとめてここで短く記載します。続いて、法令の規定を引用します。加えて、キーワード、つまりどんな紛争に関するものなのかを短い単語で表します。さらに、「事件の内容」、「裁判所の認定」、「決定」は、元々の判決をそのまま引用します。最後に、判例の内容は、裁判所の認定の部分の中でいくつかの参考価値があるものを選んでここに記載します。例えば、この判決は4の部分だけ判例となります。そのまま引用します。

以上、ベトナムの民事判決および判例の構成について紹介いたしました。ご静聴ありがとうございます。

講義⑤「モンゴルの判決の書式・構成」

ニャムスレン・ノロブサンボー（モンゴル国立大学法学部講師、名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程修了）

皆さん、こんにちは。モンゴルから、ノロブサンボーが報告します。私は、2015年に名古屋大学法学研究科の博士前期課程を修了して、帰国して、モンゴル国立大学の法学部で講師として働いています。法学部では主に民事系の授業を教えています。民法の総論や各論、民事訴訟法を担当して教えています。それでは、本日の発表に入ります。

1. 2022年における第一審裁判所の事件割合および民事事件の統計

まず、モンゴルの第一審裁判所でどのような事件を解決しているかについて簡単に紹介します。

モンゴルでは、事件を4つに分けて、民事事件、刑事事件、行政事件、行政罰事件というカテゴリーに分けています。2022年の統計では、民事事件が一番多く、全体の60%を占めています。行政事件は比較的少なく、2%を占めています。民事事件は5万7千件くらいの判決が出ています。1年に8万件くらいの訴状が民事裁判所で受理され、そのうち1万件くらいの訴状が却下され、5万件くらいの民事事件が解決されています。

モンゴルは裁判官の数もそれほど多くなく、全体の事件を担当している裁判官の数は500人くらい、そのうち民事事件を担当している裁判官の数は200人ほどです。その200人の裁判官が5万くらいの事件の判決を出しています。したがって、1人の裁判官の仕事の負担が大きいということがあります。また、事件の解決期間が非常に長く、1つの事件が解決されるのは平均1年～2年くらいという話があります。

2. 判決の書式・構成

モンゴルの判決の内容はモンゴル民事訴訟法に規定されています。民事訴訟法 118 条では、判決は 4 つの部分から構成されると規定しています。「冒頭」、「当事者の言い分」、「理由」、「主文」です。「理由」と「主文」はモンゴル語に訳すと少し難しいので、日本の判決書の構成である「理由」と「主文」に当たると考え翻訳しました。「4 つの部分から構成される」と言っているのですが、「判決の末尾には裁判官のサインや裁判所の印鑑が必要になる」ということで、実際は 5 つの部分に分かれていると言えます。

まずは「冒頭」の部分から説明します。冒頭の部分にはいつ、どこで、どの裁判所がその判決を出しているか、という情報があります。また、裁判官の氏名、裁判書記官の氏名、当事者の氏名、他の参加者の氏名が記載されます。

【スライド 6 枚目】では、民事裁判所の判決の冒頭部分の例を出しています。

まず、判決の冒頭の最初にはモンゴルの国章があります。これは憲法上規定されている国章です。その次に、裁判所の名称が書かれています。「モンゴルのスフバートル区民事第一審裁判所の判決」と書かれています。次は、日付、年月日があって、その判決の番号が書かれています。また、「どこで」ということで、「ウランバートル市」と書かれています。

次は、モンゴルの裁判所の判決は国の名をもって出しているということで、これも憲法で規定されていますが、「モンゴル国の名をもって」という言葉から始めます。

そして、担当している裁判官の情報があり、次に原告の情報と被告の情報があります。その次は事件の簡単な内容があります。この事件は、銀行からお金を借りていて、その消費貸借契約を無効にするというのが主な内容で、7000 万トゥグルグを不当利得として請求するという事件なのですが、こういった事件の簡単な内容が書かれています。最後に、口頭弁論に出頭した人々の情報が書かれています。

次に、判決の 2 番目には「当事者の言い分」が書かれています【スライド 7 枚目参照】。これも民事訴訟法で規定されており、原告の請求、主張が書かれ、被告の請求認諾、主張、また、第三者がいる場合は、第三者の請求、請求認諾、主張が書かれています。

【スライド 8 枚目】は当事者の言い分の例ですが、原告が訴状で書いている内容、また、口頭弁論で主張として述べたことも書かれています。これはモンゴルの民事裁判手続の特徴なのですが、訴状において全ての主張が書かれているかどうかはあまり重視されておらず、訴状で書いていない事柄も口頭弁論で主張できるという状況になっています。そのため、前に訴状に書いていないものを口頭弁論で述べると、口頭弁論で新たな主張を述べているため、原告の言い分として判決に書かなければなりません。

次に、【スライド 9 枚目】は、その事件を担当している裁判官が事件を審理して受け取った内容を書く「理由」の部分に関するものです。この部分では、おおむね、口頭弁論で審議された証拠の内容を述べます。その後は、証拠に基づいて認定された事実を述べます。また、認定された事実に応じてどのような法律を適用しているかについても書きます。

【スライド 10 枚目】は、ある判決の中から一例を示したものです。ここでは 3 つのパラグラフがあ

りますが、第1の paragraph では、認定されている事実、法的根拠、証拠を書いています。これは「売買契約が成立している」という裁判官の判断に達するために、どのような事実があるか、どのような法的根拠があるか、どのような証拠があるか、というものを書いています。ここでは証拠について詳細には説明していません。この事件の裁判資料中の、どの部分に証拠があるかについては、第1 paragraph の最後に書かれています。最後に「x. x」と書いて「8-10」とありますが、これは裁判資料中の8~10ページにその証拠があるということを示しています。

次の paragraph では、「消費貸借契約が成立した」という判断に達するための事実や法的根拠、証拠を書いています。

また、最後の paragraph では、「譲渡担保契約が成立した」という判断に達するための事実や法的根拠、証拠について書いています。

このように理由を述べた後、判決の4番目に、裁判官は、日本の裁判所の例では「主文」に当たる部分ですが、結論の部分を書きます【スライド 11 枚目参照】。どのような内容が書かれるかという、まず、理由の中で取り上げている適用した法令の条文番号を書きます。その次は、原告の請求に対してどのような判断をしているかを書きます。例えば、請求認容か、請求棄却か、一部請求認容か、あるいは、却下している場合は訴え却下ができます。その次は、裁判手数料の負担や裁判費用の負担に関する事項や、その他の訴訟的問題の内容が書かれています。

【スライド 12 枚目】は主文の例ですが、この場合は、モンゴル民法 56 条という、解決の法的根拠となっている条文の番号を書いています。また、消費貸借契約と譲渡担保契約を無効にして、一部請求認容の判決をしているということを1番目の paragraph に書いています。2番目の paragraph では裁判手数料の負担に関する事項、3番目の paragraph では仮差押えに関する事項も書いています。

最後に、【スライド 13 枚目】は、「判決の末尾」です。裁判官は、判決の末尾にサインしなければなりません。その後、裁判所の印鑑を押さなければならないことになっています。赤い文字はモンゴルの古い文字で、その裁判所の名前が書かれており、このような印鑑を押します。

モンゴルの判決の内容・書式はこのように5つの部分に分かれています

3. 判決の公開

判決の公開について、モンゴル裁判所法 12 条では、非公開となる情報がない判決は、原則として公開しなければならないことになっています。どのような情報を非公開としているかという、国家や官庁の秘密に関する法律、企業の秘密情報に関する法律、個人情報保護法という法律があつて、この3つの法律によって保護されている情報が判決に入っている場合は非公開とし、その他の判決は全て公開しなければならないとされています。

その上で、モンゴルの裁判所評議会は、インターネット上で、非公開になっていない判決を全て公開しています。このサイトは刑事事件と民事事件と行政事件の3つに分けていて、行政罰事件は行政事件

に入っています。第一審と高等裁判所と最高裁判所の判決の数が見えるようになっています。このホームページは無料で、誰でも見ることができ、あらゆる事件を検索することができます。

このようにホームページで裁判所の判決を公開する以外に、公開されている判決の中から選別した判決集が毎年出ています。これはモンゴルの裁判所評議会から出版されています。また、最近では、裁判所が、国民の法的知識を高めるために、判決の内容を短くわかりやすく説明しているものも公開しています。最近、モンゴルの最高裁判所から、裁判官たちが自分の判決を説明したものを編集した本が出ました。

このように、モンゴルではできるだけ判決を公開して、わかりやすい判決を目指し、また、できるだけ議論をうながすようにしています。しかし、一部の判決は公開されない場合があります。特に、国民の中で、ニュースなどでとても議論された事件の判決は公開されない場合があります、それは最近問題となっているところです。「非公開情報が入っていない場合は全て公開しなければならない」と規定しているので公開しなければならないのですが、公開時間を遅らせるといった問題も一部あります。

このように判決は原則として公開されているので、弁護士や大学の先生や学生は皆、公開されている判決を自由に調べています。また、無料のため、あまり手間をかけずに調べることができます。大学の授業では裁判所の判決を授業の資料として使うことがありますし、学生も、宿題をするために、このホームページに入って、先例を見て勉強しています。また、弁護士も、自分の担当している事件の内容を裁判官がどのように解決しているかを見るために、事前に検索して調べています。おそらく、裁判官も、このように担当している事件の解決に関して先例を調べることもあると思います。

私の発表は以上です。ご静聴ありがとうございました。

講義⑥「ウズベキスタンの判決の書式・構成」

ヤラシェフ・ノディルベック（ウズベキスタン共和国弁護士、早稲田大学大学院法学研究科博士前期課程修了）

私はウズベキスタンの弁護士のヤラシェフ・ノディルベックと申します。わかりやすく、ノディルと呼ばれています。私は、2006年から2010年まで、ウズベキスタンの首都であるタシケント法科大学の中にある、名古屋大学日本法教育研究センターで勉強しました。その後、2011年、大震災の直後に、東京にある早稲田大学の法学研究科に研究生として留学し、その後、修士課程に入学しました。修士を卒業して、博士課程で2年ほど勉強しましたが、仕事などの関係で博士を中退する必要があり、ウズベキスタンに帰国しました。2016年から、今勤めている、日本の瓜生・糸賀法律事務所のタシケント事務所で主席代表として、主に日系企業を対象に法律相談などを提供しております。

ウズベキスタンでは、「弁護士になるまでに2年間法律分野で仕事をしなければならない」という法律

上の要件がありましたので、私は過去に、ウズベキスタンの商業銀行のインハウス・ロイヤーとして、その後、法律事務所で弁護士の補佐役として仕事をしておりました。銀行に勤めたときも、ローン契約や担保契約などについて、主に経済事件、商事事件を担当して、弁護士ではありませんが、銀行の委任状によって裁判に参加したことがあります。また、弁護士事務所で修習をしたときにも同じく、弁護士に同伴して裁判所で事件を担当し、あるいはその準備、手伝いをしたことがありました。その後、2016年に弁護士資格を取って、現在に至るのですが、基本的には、経済裁判所で商事関係の事件をいくつか担当したことがあります。現在も、2件ぐらい商事事件を進めているところです。

今日は、ウズベキスタンの判決文の書式と構成、判決の公開、その判決がどのように利用されているか、というところに絞って講義させていただきます。

1. 判決文の書式・構成

判決文の書式は、【スライド 3 枚目】の左側にありますが、このような様式で判決文が出されています。ここでは、4～5 ページぐらいあった判決をコピー&ペーストの形で1つにまとめています。判決文は書面で作成されて、最後に裁判官が署名します。今日の発表で「判決のデジタル化」あるいは「裁判所のデジタル化」という言葉がいくつか出てくるとと思いますが、ウズベキスタンの最近の裁判所制度はデジタル化が進められているという点が一番の特徴だと理解しております。

判決文は、原則として1つ作成されて、各裁判所の事件にその判決文を入れていくという形になります。後日、写しなどが必要となるときには、当事者は裁判所に請求してその写しを取得することができます。ただ、最近インターネットで、判決やその事件に巻き込まれているかどうかなどを納税者番号などで確認することができるので、クライアントの納税者番号などを用いて裁判所のサイトに入り、そこで事件が出ているかどうかを確認します。事件について正しく通知されていない場合もあって、我々のクライアントの参加なく判決が出ているような場合も最近見られますので、そのような場合は、直接その裁判所に行ってコピーを求めるのではなく、ウェブサイトに納税者番号などで入って、その判決文を自由に受け取ることができるようになってきました。判決文の枚数は、事実関係にもよりますが、通常、第一審裁判所の場合はだいたい4～5 ページぐらい、多くても6 ページぐらいになっています。

ウズベキスタンの判決の主な特徴は、先例、過去の判決、あるいは、学説、研究発表などは引用せず、法令の条文と証拠だけに基づいて裁判官が結論を出すということです。

例えば、経済裁判所における事業者間の事件ですと判決の言渡しをするときは、裁判官は次のような事項を判断あるいは解決しなければならないことになっています。まず、当事者の主張や弁論を証明する証拠を評価する。次に、事件のために重要な事項が判明されたかどうかを確認する。そして、当事者が主張したどの法律のどの条文などが適用できるか、あるいは適用できないかを明確に記載する。加えて、証拠などによって、当事者がどのような権利や義務を負っているかを評価する。最後に、請求を認めるか否かを判断しなければならない、ということになります。必要なときには、裁判官は、判決

の執行のために仮処分を判決に追加する、あるいは、判決の執行の方法や時期、証拠の今後の取扱い、現物の証拠があればその証拠の取扱いはどうなるか、他には、裁判費用について、手数料や印紙税などをどのように負担するか、というところも判決において解決することとなっています。

判決文の構成ですが、経済裁判所、刑事裁判所、あるいは、民事裁判所、行政裁判所でもおおよそ同じですが、構成は4つに分かれています。これは訴訟法典において明確に分かれています。「序文」、「事実」、「説明文」、「結論」を書かなければならないとなっています。

「序文」は、冒頭のほうですけれども、モンゴルや他の各国の例とおおよそ同じだと思いますが、裁判所の名称、裁判官の構成、書記官、事件の番号、判決言渡しの日付と場所、紛争事項、当事者あるいは当事者の代理人に関する情報が書かれます。

「事実」では、当事者の主張と弁論、そして、争点と申立ての概略を記載することになります。事実関係について詳しく書くのではなく、それをまとめて概略して、判決の事実部分において書くことが採用されています。

「説明文」では、【スライド 7 枚目】で引用しているものは省略しています。実際は2ページほど説明文が入っているのですが、裁判所が確認した事実と、事実に関する裁判所の結論、あと、根拠となった証拠などを記載して、特定の証拠を容認するかどうか、あと、裁判所によって当事者の主張が認定されるかどうかの根拠を記載します。それを根拠づけるために、どの法令を裁判所は採用して判断しているのか、あと、当事者が主張してきた、どの法令を適用できないのか、その理由が説明文において書かれます。また、後に説明しますが最高裁判所協議会というのがあり、その決定、これは一定の事件に関する裁判実務を総括したような決定となりますが、説明文においては、これに触れることもできます。

「結論」の部分においては、原告が主張した請求事項を認定するかどうか、一部を認定するかどうか、あるいは、完全に否定するかどうかに関する結論を書きます。あと、先ほど申し上げたように、もし判決を言い渡したときに仮処分を行う必要がある場合には、仮処分について具体的に記載します。あと、判決の最後の結論部分においては、裁判費用をどの当事者が負担するのか、あるいは、分担して負担するのかについて、結論が書かれます。最後の部分において、その判決に対する不服あるいは異議申立ての期間と方法についても具体的に記載しておきます。例えば、「1か月以内に第二審裁判所に訴える権利がある」などと記載されます。

2. 判決の公開

次は、判決の公開に関するところとなります。

冒頭に申し上げましたが、最近のウズベキスタンの裁判制度で一番自慢できるところは、おそらくデジタル化が進められているところだと考えています。これは、2016年に、ウズベキスタンの大統領が「経済環境、あるいは、投資環境、事業環境の透明性を確保するためには、裁判の文書を公開する必要がある」という提言を出して、そこからスタートしました。

具体的には、2017年から、裁判所の文書・判決が最高裁判所のウェブサイトにおいて公開されるようになっていました。【スライド 9 枚目】は、最高裁判所の判決を公開しているウェブサイトです。このウェブサイトのリンクは下のほうにあります。誰でもアクセスできます。事件によって、「経済・商事事件」、「公務事件・行政手続に関する事件」、「民事事件」、「刑事事件」、「行政事件・行政罰事件」という5つのカテゴリーに分けられていて、第一審裁判所、第二審裁判所、第三審裁判所、あるいは再審裁判所という各審級の判決が公開されています。一番多いのは行政事件で、これは刑事事件ではありませんが、刑事事件よりも軽い事件で、公開されている判決の多くは行政事件となっています。

先ほどのウェブサイトの各分野に入ってくださいと、【スライド 10 枚目】のような、経済裁判所の判決を検索できるページがあります。ここでは、項目ごとに検索事項を絞って検索することができます。たとえば、2016年から、経済裁判所の事件として判決が公開されています。2016年は1件のみ公開されていて、2017年から本格的に判決が公開されています。このウェブページにおいて、事件の番号、裁判所の級、あるいは地域ごとに裁判所を選ぶこともできますし、期間を絞って選ぶこともできますし、特定の裁判官の事件を見たい場合はその裁判官を指定することもできます。このように、最高裁判所のウェブページに登録なしで入ることができて、無料アクセスが確保されていますので、誰でも閲覧することができます。PDF フォーマットで判決が公開されていますので、こちらからダウンロードして自由に見ることができます。ただ、基本的にウズベク語だけでこのウェブサイトは作成されていますので、外国人の方はどなたかウズベク語のできる方を通じてしか閲覧できないというところが、外国人の研究者あるいは専門家にとってネックとなっているところだと考えています。

しかしながら、全ての裁判所文書が公開されているわけではありません。具体的には、最高裁判所の内部の規則で、どういった情報を公開するかというのを定めています。例えば、次のような情報が含まれている判決あるいは裁判所の文書は公開されないことになっています。国家機密、商業秘密、銀行秘密といった、法律で保護されている秘密を含む裁判所の文書は公開されません。また、国家安全に関連する裁判文書については、何が含まれると非公開となるのかは具体的に規定されておらず、各裁判所の裁判官の判断によって公開するかどうか決めることになると思います。加えて、家事事件に関する裁判文書、法的事実の認定に関する裁判文書、口座停止に関する資料、個人のパスポート情報、納税者番号、個人事業主の場合はその登録番号、あと、行政事件の場合に多いと思うのですが、自動車のナンバープレート番号が入っている裁判文書や不動産に関する情報が含まれている裁判文書は公開しないことになっています。

また当事者は、担当している裁判所に対してその事件の非公開を請求することが許されています。これは書面で申請をして受理されるという手続を経る必要がありますので、具体的な事件番号などを書いて「公開したくない」という申請をすれば認められることになっています。

次に、先ほど申し上げたウズベキスタンの裁判所のデジタル化についてお話しします。【スライド 12 枚目】も最高裁判所のウェブサイトの一部ですが、このウェブサイトでは、ウェブサイトを通じて裁判

所に訴状を提出することもできますし、訴状の様式や手数料の計算、また、手数料をオンラインで支払うことができます。またオンラインで裁判の事件に参加することもできます。これは、Zoomのようなシステムを使って、裁判所に直接行かずに、事務所にいながら裁判手続きに参加することもできるようになっています。

3. 判決の利用

最後に、判決の利用について説明します。基本的に、例えば、私のような弁護士は各裁判所における具体的な事件に関する判決の傾向などを調べるために、判決を調べて参考にします。また、大学などのアカデミックな場では、教員や学生などが授業の参考資料にするために判決を調べて勉強することもあります。他には、研究者が研究目的で判決を調べて参考にし、統計などの目的で判決を利用する、というような場面で判決は利用されているという風に理解しています。

ウズベキスタンは判例法主義を採用していませんので、裁判実務においては、基本的に、裁判官は法令と当事者が提出した証拠あるいは答弁に基づいて判決を言い渡している点が特徴となります。裁判官が判決を調べているかどうかについては、正確な情報はありませんが、知り合いの裁判官などに聞くと、先ほどのウェブサイトで判決を必要に応じて調べたり勉強したりしているということを言われています。

最後に、先ほど申し上げた最高裁判所協議会というところがあります。ここは、ウズベキスタンの各裁判所において定着した実務などを総括して、指導文書という形で決定を出しています。例えば、「売買契約に関する裁判実務についての決定」というような、事件ごとにこういう決定を出していて、重要な裁判実務のポイントなどをこの決定の中に含めています。そして、法令以外に、実務で形成されてきたポイントなどを記載しているため、裁判官は、法令、証拠、答弁など以外に、こういった最高裁判所協議会の指導文書も参照しています。

次に、裁判所の統計の公開に関して説明します。昨年（2022年）に導入が始まったのですが、裁判所の統計情報がインターネットで、具体的に、どういった所で、どういった裁判所で、どういった事件が公開されたかというのが、期間ごとに、あるいは事件ごとに詳しく公開されています。

4. 判決書の紹介

時間の関係で、発表の場所は以上とさせていただきますが、最後に、先ほど参考にしていた判決の部分ですが、このようにウズベク語で出されている判決があります。上のところに事件番号が書いてあって、その下には「ウズベキスタン国の名における判決」という風にして書いてあって、日付と場所（タシケント市）が記載されています。条文と事実部分と説明部分が始まって、最後のところが判決の結論部分となります。結論は簡単に要約して出されます。そして、サインの部分には、QRコードでサインが書いてあって、携帯で読み取ると、この方がサインしていることを確認することができます。

以上です。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木

監修 : 傘谷祐之 (名古屋大学大学院法学研究科特任講師)

協力 : 鬼頭昌隆 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター事務補佐員)

松山聡史 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター非常勤研究員)

西原圭亮 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター非常勤研究員)